次

Ш

### 養育単位の小規模化を 層すすめるために

◇養育単位の小規模化プロジェクト・提言~

2010 (平成22) 年10月

(制度政策部・養育単位の小規模化プロジェクト) 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会 社会福祉法人

48 49 9

プロジェクトメンバー名簿・

参考資料(調査票等)·

おわりに…

.46

### (2) わが国の社会的養護の変容と、養育単位の小規模化……………4(3)「公的養育システム」への転換と「養育単位の小規模化」……………5(4) 養育単位の小規模化とリンクし、里親支援の拠点としての機能強化を…5 ..40 .28 .28 .28 .28 .28 .28 82. 82. 82. 83. 83. 83. 83. .43 ..44 .31 (2)児童養護施設を小規模化する上での、設備面からの課題について・(3)小規模化を行なった施設における、子どもの変化と養育について・ (1)養育単位の小規模化が進まない理由、その打開策………(2)「養育単位の小規模化移行推進事業」の提案………… (2)「地域小規模児童業護施設」「小規模グループケア」の課題(3)養育単位の小規模化は、入所する全児童に必要………… 2. 養育単位の小規模化の現状、養育単位の小規模化とは (4) 小規模化を進めるための財政・費用について…… ~養育単位の小規模化に関する状況調査から~ 4. どうすれば、養育単位の小規模化が進むのか (2) 調査結果について(全体総括) ……(3) 調査結果(数値集計概要) ………… 3. 養育単位の小規模化はなぜ進まないのか (1) 現行の児童福祉施設最低基準の課題… 1. 社会的養護の現状と児童養護施設の課題 6、小規模化に向けての政策提言…… 5. 養育単位の小規模化の実践報告 (3) 理念・制度の課題…… (1) 社会的養護の現状… (1) 調査の概要… (4)施設の課題· (1) 事例 …… まために・

-2-

### はじめに

ブーム時の「乳幼児」、非行ピーク時の「非行少年」、「不登校児」、「被虐待児 日本における児童養護施設は、慈善事業の時代から、1947 (昭和22) 年の児童福祉法制定を経て、第二次世界大戦後の「戦災孤児」から、ベビー **童」、「DV被害者の子ども」、「発達障害児」など、各時代における児童問題** に対応してきた。 0

プロジェクト」「児童養護施設のあり方検討プロジェクト」の二つのプロジェ これらの状況をふまえ、全養協・制度政策部会では、「養育単位の小規模化

クトを設け、児童養護施設において養育単位の進めるための条件整備のあり

方、取り組みの視点について検討してきた。

私たちは、養育単位の小規模化を推進するための具体的な解決策を提言す

るため、本報告書を提起することとしたい。

0

福祉法が施行され、社会的養護の充実と、児童養護施設における子どもの権

利擁護が法的にはかられることとなった。

0

自立援助ホームの充実強化と、被措置児童等虐待防止を内容とする改正児童

また2009(平成21)年4月、社会的養護改革の第一弾として、里親、

- 60%を占める児童養護施設入所児童の62%が被虐待児であり、20%が 課題のある子どもが入所し、職員は24時間365日、養育のいとなみを続 今、家族の関係性の問題は一層深刻な状況である。社会的養護措置児童の 発達障害児であるという状況のなかで、児童養護施設は、さまざまな困難と けている。 0
- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書「社会的養護体制の充 化等家庭的養護の推進をはかることとして、今後必要なケアモデルや方法論 このようななか、子どもとの個別的なかかわりのなかで養育を進める、養 実を図るための方策について」で、施設におけるケア(養育)単位の小規模 育単位の小規模化が求められている。国も2007 (平成19) 年12月、 について検討を進めることとした。 0

た小舎制施設においても、建物や職員配置の制約から一つの生活単位に10 しかし現状は、児童養護施設の70%以上の施設が大舎制施設である。 ~12名の子どもが生活する施設が多い。

- 施設の「保護収容システム」が続いていることがあげられる。また、各児童 この理由として、児童養護施設は、1976(昭和51)年以来変わって いない職員配置基準にみられる、いわば第二次世界大戦後から続く児童養護 養護施設の設立・運営にかかわる経緯から、現在でも各児童養護施設におけ るさまざまな養育方針により、養育単位の小規模化にいたらない施設もある。 0
- 備費の一層の整備など、子どもの権利擁護を第一とした「公的養育システム」 養育単位の小規模化を一層進めるためには、職員配置基準の充実や施設整 への転換が必要である。あわせて児童養護施設の側も、養育単位の小規模化 の実践例を参考に、より積極的な実践展開が求められる。 0
- 大会)、翌年の第62回高知大会の各大会宣言では、今後の全養協の取り組み 方針として、児童養護施設の養育単位の小規模化、および施設最低基準の抜 2007(平成19)年の全国児童養護施設長研究協議会 (第61回北海道 本的改善をはかることを確認してきた。 0

+

- 241 -

# 1. 社会的養護の現状と児童養護施設の課題

### (1) 社会的養護の現状

# 2008 (平成20) 年度統計 (入所児童数47,332人)

						:	
	児童養護施設	乳児院	情緒障害児 短期治療 施設	児童自立 支援施設	自立援助 ホーム	母子生活支援施設	重緩
施設数	569	121	32	58	54	270	登錄親
(公・私)	49 • 520	14 · 107	12 - 20	56 · 2	0 - 54	155 • 115	7,808
児童定員	33, 994	3,710	1,541	4,005	367	5,391 世帯	
児童現員	30, 695	3, 124	1, 180	1,808	230	3.942 世帯 6,425 人	委託児 3,870
赖員総数	14, 892	3, 861	831	1,825	191	1, 995	委託親 2,727
充足率	90.30%	84.20%	76.57%	45.14%	62.67%	73.58%	34.93%
平均在所年	4年 9か月	1年 2か月	1年 11か月	1年 1か月	10.7 か月	2年 8か月	委託拳 5.76%
被虐待児	59.2%	34.6%	77.7%	63.5%	28%	43.7%	31.5%
発達障害等	20.0%	13.3%	69.3%	39.6%		DV48.3%	
身体疾患等	22.2%	28.7%	29.8%	16.1%			
大舎制中舎制	70.6% 16.9% 21.5%	ı	87.1% 0 % 12.9%	6.9%	児童養護施設:平 大舎:20 人以上、 小舎:12 人以下。	児童養護施設:平成17年度調査 大舎:20人以上、中舎:13~19人、 小舎:12人以下。	年度調査:13~19人,
小規模グループケア	399 办所	39 办所	6か所	2か所	児童自立支援施設: 大舎:26 人以上、 小金:15 人以下	児童自立支援施設:平成 18 年度調査 大舎:26 人以上、中舎:16~25 人、 小舎:15 人以下	平成 18 年度調査 中舎:16~25 人、
地域小規模 児童養護施設	171 か所				情緒障害児 年度調査。 年度調査。	- 1・15 / 15 / 17 / 18   情緒障害児短期治療施設:平成 18 年度調査。	段:平成18

※ 社会的養護措置児童の84.85%を占める児童養護施設入所児童の59.2%が被虐待児、20%が発達障害等児であるという状況からしても、また、児童養養施設の70%以上が大舎制施設であり、児童養護施設の90%以上の子どもたちが大舎で生活している実情からして、養育単位の小規模化は焦層の課題である。

(2) わが国の社会的養護の変容と、養育単位の小規模化

○ 厚生省(当時)児童局企画課調べ「全国孤児―斉調査結果」によれば、1948(昭和23)年2月1日現在、孤児の総数は123,511人(沖縄県の戦争孤児推計1,000人は除外)、そのうち戦災孤児は28,248人、植民地・占領地引揚孤児は11,351人、「保護者なくして独立して生活を営むもの」は4,201人といわれる状況のなかで、戦後日本の社会的養護は、戦災孤児の「保護収容」(「狩り込み」「浮浚児狩」と言われる強制保護も行われた、飢えと寒さから子どもたちを守ることからはじまった。

○ 1947 (昭和22)年の児童福祉法制定以降、保護が必要な子どもの施策は進み、要保護児童の分類収容保護、児童相談所整備と対象児童や社会のニーズに対応した各種の施設が整備された。1948 (昭和23)年に施設最低基準が制定され、わが国にも里親制度が取り入れられた。食糧難という状況のもと施設は不足し、次々に児童養護施設が創設された。

○ 当時の子どもたちは、戦争で親を失った子どもたちであり、児童養護施設に家庭代替機能が求められたことから、1955(昭和30)年代にホスピタリズム論争が展開された。一部の施設は「家庭的養護論」にもとづき、小舎制への移行を開始したり、家庭養護促進協会に見られる里親への移行や「脱施設化」が主張されたりした。また一方で「集団養護」論も登場した。

12にノント。 そん・ノン・米田は成一端 0 五% こん。 現在、社会的養護における施設形態をめぐる議論は、この延長線上にある。 ○ 施設形態とともに、職員の勤務形態をめぐる議論は、住み込み断続勤務から 通勤制への移行と、9時間労働廃止から過休2日制導入にいたる労働基準法改 正にともなう勤きがあった。また夫婦在込み制、男女ペアやフレックスタイム 導入などの動きがある。

学童6:1を基本として3歳未満児2:1、年少児4:1の職員配置基準が、1976 (昭和51)か530年間変わらないなか、施設全体を小舎制として養育単位の小規模化に取り組んできた施設は、ともすれば労働基準法を無視した職員のボランタリズムに頼ってしか成り立たない状況が生まれ、住み込み職員の確保難や、宿直手当などの人件費不足により、小舎制施設の経営難が表面化している。

○ さらに、人所児童のニーズをめぐって、「戦災孤児」、ベビーブーム時の乳幼児、不登校等の情緒障害児、「非行」児から最近は被虐待児、発達障害児などへの対応が出られることとなり、職員の専門性、施設の治療的機能の強化や要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」)への対応等、児童養護施設に地域子育て支援センター的役割を求められることとなった。

」でスペインでは、では、またが、1.50mのできた。このでは、1.50mのできたが、1.50mのできたできた。このでは、1.50mのできたできた。1.50mのできたできた。1.50mので

-4-

43

9

であり、保護者支援も含めた積極的な養育、治療的養育、地域・家庭支援が求 められる。

# (3)「公的養育システム」への転換と「養育単位の小規模化」

- 現在の社会的養護の対象児童の多くは、(2)で述べたとおり、被虐待児や 発達障害児、行動・身体障害がある。また、戦後の親のない子どもたちではなく、親のいる子どもたちであり、社会的養護の施設養育は、親も子どもも両方にかかわり、親子再統合も合めた支援が求められることとなる。家庭代替機能だけではなく、家族療法や家庭再建のための調整、専門的ソーシャルワーク機能が求められる。
- )近年、加算措置により児童養護施設や乳児院に心理療法担当職員や家庭支援 専門相談員(ファミリーソーンャルワーカー)が配置されたとはいえ、職員配置基準をはじめとする施設最低基準は、戦後の「保護収容システム」そのものの体制である。DVや虐待によるトラウマや、さまざまな情緒的障害を抱えた子どもたちを養育する施設は、戦後の大舎制施設からもっと個別に、ていおいに養育する「公的養育システム」に転換されねばならない。より専門的な治療的養育や育て直しが求められるからである。
- イギリス、オーストラリア、欧米諸国のノーマライゼーション・配施設化の 動きは、早くから施設養育ではなく、里親養育や養子縁組への転換を進めてきた。しかし近年、児童虐待の増加などによって、治療的機能を持った施設養育の役割が見直されている側面も生じている。
- 日本の社会的養護の現段階は、3ページの表(社会的養護の現状)のとおり、 里親委託児童は社会的養護措置児童の7.66%に過ぎず、里親委託は進んでしない。

日本の文化的な背景もさることながら、里親が子どもの親の支援を行うため の知識や技術を学ぶ機会が少ないこと、また、実親が施設入所には同意しても、 里親委託に同意しないことも多い。あわせて、DVや虐待の被害者、発達・行 動障害などを抱えた養育困難な児童に対応できる専門性を備えた里親が育っ ていないなどの理由から、日本における里親制度は大きく立ち遅れており、施 設養育が中心となっている。

# (4) 養育単位の小規模化とリンクし、里親支援の拠点としての機能設強化を

○ ホスピタリズム論争において、児童神経精神科医のロレッタ・ベンダーが、 「最悪の家庭といえども、最良の施設に優る」という言葉を残したその「家庭」

2

は、現在、貧困格差やD.V、児童虐待にみられるごとく、その安定した基盤を失い、家庭養育機能の低下と負の世代間連鎖の反復をもたらしている。

社会的養護措置児童は、家庭養育機能不全の被害者代表のような、最も虐げられた子どもたちであり、少なくとも三世代くらい遡っての負の世代間連鎖の末に施設養育にたどりついた子どもたちである。この子どもたちを確全な社会人として社会に向けて送り出すのか、不十分な養育によって問題をかかえたままに放り出すのかは、日本の未来を大きく左右するものである。社会的養護の使命は、この負の世代間連鎖を断ち切ることにある。

○ 2009(平成21)年4月の児童福祉法改正により、社会的養護改革の第一歩として、里親制度や自立援助ホームの強化、被措置児童等虐待防止の法制化がはかられた。 社会的養護本体とでもいうべき、児童養護施設や乳児院等の施設の小規模化、

そのための人的、物的施策はまだ不十分であり、その抜本的改革なくして日本における社会的養護改革は進まない。また、里親制度の充実も、児童養護施設などとの連携強化がなければ進まない。

○ 2000(平成12)年の児童虐待防止法制定以降、児童相談所及び児童養護施設などの施設は、多くの地域で定員いっぱいの入所児童をかかえることになった。子どものかかえる課題に、施設の養育内容が追いっかず、戦後の「保護収容システム」の限界があらわれた。

社会的養護における養育単位の小規模化推進と、施設養育とリンクした里親支援及び地域子育て支援、地域・家庭支援の強化が集眉の課題として求められている。そのためにも職員配置・施設整備基準の抜本的改正が必要である。

## 2. 小規模化の現状、小規模化とは ~養育単位の小規模化に関する状況調査結果から~

### (1)調査の概要

# ① 養育単位の小規模化への関心の高さをうかがわせた調査結果

本調査は、児童養護施設における「養育単位の小規模化」を進めるために、現 在の児童養護施設における養育単位の小規模化の現状と各施設の方針を把握し、 課題整理を行うことを目的として実施した。

調査は、2010 (平成22) 2月時点で、調査対象の575施設のうち40 5施設から回答を得た。12月末から1月末の1か月間にかかわらず、70%の回収率を得たことから、各施設の養育単位の小規模化への関心の高さをうかがうことができた。

本調査は、調査票①~③と別紙1~4の構成になっている。

○調査票①は、数値データが中心の調査で、すべての児童養護施設を対象とし、 「地域小規模児童養護施設事業」「小規模グループケア」「分園型自活訓練 事業」その他の「生活単位の小規模化」の取り組みの有無 を問う内容であ ○調査票®では、その取り組みを実施している施設長に、小規模化への移行した際の課題、その対応や解決策について記述式で記入していただいた。

○調査票②の別紙1~4には、「地域小規模児童養護施設事業」「小規模グル ープケア」「分園型自活訓練事業」その他の小規模化を実施している施設に、 その具体的な中身について主に数値データを書き込んでいただいた。

○調金東®になって、小規模化を特に実施していない施設の施設長に、その理由を尋ね、意見・提言を記述していただいた。

# ② 記述式回答にも、各施設の具体的な考え方が示される

本プロジェクトでは、児童養護施設が養育単位の小規機化を実施するための課題を明らかにし、課題解決方策を提言することである。しかし記述回答部分は、各施設長がていないに答えられ、多大な量になったため、この報告書では各記述回答内容を参考にしつつ、主に数値部分の集計結果の分析をまとめて報告し、児童養護施設における養育単位小規模化実施の方向性を考察した。

しかし、調査集計された記述部分は、各施設の施設長が記入した、いわばその しかし、調査集計された記述部分は、各施設の施設長が記入した、いわばその 施設の具体的な運営方針とその実態・課題が直接記された貴重な声であり、これ はあらためてまとめ、分析し、各施設に報告する予定である。

-1-

## (2)調査結果について (全体総括)

## ① 小規模化に歩みだした施設の課題が明らかに

- 調査とは、調査実施の前段階において、ある程度の結果予測がたてられ、その仮説が調査の集計分析によって実証され、一つの提言が多くの現場の声として力を持つものとなる。その点では、今回の調査は予想に進わぬ結果であった。しかしそれ以上に、現在の児童養護施設運営の実態を明らかにし、新しい気づきと発見を与えられるものであった。
- 調香に回答した402施設のうち、282施設(70%)の施設は、何らかの方法で養育単位の小規模化を実施している。しかし、120施設(30%)は行っていない。
- 養育単位の小規模化の方法は、国の制度としての「小規模グループケア事業」 「地域小規模児童養護施設事業」「分園型自活訓練事業」の3事業があり、また、それ以外に、各都道所県や地域における事業の利用や自己努力による実施方法がある。
- これらのうち、いずれかの方法で養育単位の小規模化を実施した施設は、それぞれに課題を乗り越えてきたであろうし、あるいは現在もなお、その課題に取り組んでいる。 中方、養育単位の小規模化を行っていない全体の3割の施設は、養育単位の一方、養育単位の小規模化を行っていない全体の3割の施設は、養育単位の

小規模化に取り組まない、あるいは取り組めない理由があり、課題をかかえている。 いる。 今後、養育単位の小規模化に取り組んでいる施設の実態を明らかにしていく ことによって、いまだ養育単位の小規模化に取り組めない施設に、取り組みの 方向性を示していきたい。 ○ 国の制度以外で、養育単位の小規模化への取り組みを問うた設問に、「実施していない」と回答した施設でも、「現在は企画・準備段階」であるという施設と、「大舎側から中舎側に移行してきた」という養育単位の小規模化に前向きの施設が合わせて30%ある。これらの施設に、さらにもう一歩ふみ出す具体的な提案が必要である。

# ②「何らかの小規模化をはかりたい」という施設の思いを、制度が後押し

○ 養育単位の小規模化を進めている施設に、その動機を聞くと、全体的には、 国の要綱による小規模グループケアの態度化から」がもっとも多く、「法人 理事長や理事会、施設長の養育の方針・考え方から」が次に続く。

-8-

ただし、小舎制施設は、「もともと施設設立(設置)当時から行われていた」も多いが、中舎制施設の場合は、養育単位の小規模化を実施する動機は、もともと法人や施設長の運営方針、あるいは職員間の養育方針に、何とか養育単位の小規模化をはかりたいという思いがあり、それを国の制度が後押しした形が多いのではないかと推測される。

- 大舎制の場合の多くの施設は、「小規模グループケア」の制度化をきっかけ にした小規模化実施が調査結果からうかがえる。いずれにしても「小規模グル ープケア」の制度化は、養育単位の小規模化を進める大きなきっかけとなって いる。
- 養育単位の小規模化が、どのような変化をもたらしたかでは、大舎制、中舎制と小舎制との違いが出ている。

大舎制、中舎制では、養育単位の小規模化にふみ出したことによって「職員 による子どもへの個別的なかかわりが増えた」との回答が多く、今までの生活 環境との違いを実感していることがうかがえる。 小舎側の施設では「家庭的な環境に近いなかで子どもを養育できるようになった」という回答がもっとも多く、養育単位の小規模化をきっかけに、さらに家庭的な環境を整える努力が進められていることが感じられる。

# ③ 養育単位の小規模化で、子どもの表出課題を受けとめる職員の資質向上が急務

- 養育単位の小規模化が、子どもにどのような変化を生じさせるのかについては、養育単位の小規模化を推進する上でもっともたいせつな設問である。養育単位の小規模化によって、被虐待児童が、自分のかかえてきた課題を表出すること、また、子ども間どうしの関係が変化することは、ある程度予想できた。しかし、調査の集計で出た結果は、施設形態によって違いがでている。
- 大舎制施設では、課題を「表出しなくなった」子どもが多く、中舎制施設では、「存とたど変化がない」が多く、小舎制権設では、「表出することが増えた」が多い。この傾向は「子ども間どうしの関係について」も同様にみられる。このことは、子どもの変化は、単に養育単位の小規模化を行うことだけで生じるものではなく、養育単位の小規模化についての取り組みの経験年数が長い施設は、その施設の養育観や職員と子どもとの関係性が深まり、子どもの調整出の割合が多くなることがうかがえる。また、子どもどうしの関係についても同様である。
- 職員と子どもとのかかわりが個別的になり、安心・安全な環境であることを 実態すると、今まで虐待を受けてきた子どもが、そのこらえていた感情を表出 しはじめる。また、特定の大人との個別的な信頼関係を築こうとするとき、被

-10

虚体児童の多くは、さまざまな形で「試し行動」「確認行動」を行い、自分のなかの課題を表出する。その行動を受けとめてもらってはじめて、子どもは自分のおかれた環境や人間関係に適応しはじめる。

その子どもの変化と成長を期待するための養育単位の小規模化であるならば、子どもたちの表出する課題を適切に受けとめ、対応できる職員が必要であり、そのための職員養成が課題となる。

# ③ 養育単位の小規模化の進捗状況にあわせた、本体施設の職員配置充実が必要

- 養育単位の小規模化によってあらわれた、職員にかかわる課題をみてみたい。全体の回答では、「職員の資質・経験の違いによる養育の差が生じやすくなった」がもっとも多く、「職員の勤務体制、ローテーションを組むのが難しくなった」「労働基準法を超える勤務が発生した」と続く。この集計結果はほぼ予想通りであったが、とくに大舎制施設は、職員の勤務体制を組むのに苦労するようになったことがうかがえた。
- 養育単位の小規模化を行う上で、多くの施設が「通勤」「住み込み」「断続動務」「交替制勤務」を組み合わせて行っている。 養育単位の小規模化は、限られた人件費、職員数からどうしても「住み込み」 養育単位の小規模化は、限られた人件費、職員数からどうしても「住み込み」 「断続勤務」を取り入れることになる。このことは、児童養護施設の労働条件 を改善する方向とは逆行することであり、そのことが人材確保の困難を招き、

徴員の資質向上をも困難にしている。

- 全体的にも、施設の形態別を見ても、「小規模グループケア事業」を活用している施設がもっとも多い。その実施形態として、「本体施設の中にユニットとして導入」「本体施設の敷地内で小舎間として運営」、つまり、本体施設との連携がはかりやすいからである。職員の「兼務」、本体施設からの「応援」がざきるからである。
- しかし、逆にいえば「兼務」「応援」がなければ、養育単位を小規模化した ユニットや小舎間はやっていけない。このままでは、それ以上の養育単位の小 規模化が望めないということも考えられる。

今後、さらに養育単位の小規模化を推進するためには、施設整備もさることながら、職員の応援態勢の充実もたいせつである。たとえば、生活単位の小規模化の推進状況に応じて、本体施設の職員配置の加算を行うなどの対策も検討すべきであろう。

6-

# ⑤ 本体施設における複数実施拡充、夜間職員加算増拡充は、とくに急務

- 養育単位の小規模化を進めていない施設に対する設問として、養育単位の小 規模化が進まない、取り組まないのは、どんな理由か。その回答は、
  - 1. 「施設整備が困難だから」(62.5%)
- 2. 「現在の配置基準では、職員が足りないから(61.7%)3. 「職員の労働が過重になる、または労働基準を守れない」(60.0%)
  - 4. 「財源がないから」 (50.8%) である。
- 養育単位の小規模化を進めている施設に対しての設問として、制度政策面で 必要なことはどのようなことか。全体としての回答は、
  - 「配置基準の改善・職員の増員」 (76.2%)
- 「施設整備費の確保」 (35.1%) oj.
- 3. 「夜間時間帯における複数職員の配置確保」(28.7%)
- 4. 「体系的・継続的な職員研修の実施による職員の資質向上」(23.0%)
- 配置基準の改善は、どの形態の施設でも共通の要望である。その次の要望は
  - 「施設整備費の確保」 ・大舎制施設は、
- 「夜間時間帯における複数職員の配置確保」 ・中舎制施設は、
- 「1施設における小規模グループケアの実施箇所数の増」 ・小舎制施設は、
- 命を受けていながら、あまりにも通酷な労働条件で、いまだに「生み込み」や「断続制勤務」を余儀なくされる仕事であるということである。それをしなけ れば、国が行おうとしている施設における養育単位の小規模化は実現し得ない ○ 調査集計の全体からは、児童養護施設の運営は、社会的養護という公的な使 配置基準である。まずは、配置基準の抜本的な見直しが大前提である。
- しかし、そうはいいつつ、入所児童は待ってはくれない。配置基準の見直し を強く求めつつ、具体的な養育単位の小規模化の方法を立てていかなければな らない。職員の加算は急務であり、本体施設内で応援する職員も含めて、養育 単位の小規模担当の職員を加算することが求められる。
- 職員の加算と並んで、重要な提言は職員の資質向上である。労働条件を改善 し、長く勤められる勤務体制を確保し、資質を磨くための体系的・継続的な研 「小規模グループケア事業の実施か所数の増」も、これから養育単位の小規模 修の実施が必要である。そして、「夜間時間帯における複数職員の配置確保」 化を推進していく上で必要な提言として提起したい。

### (3)調査結果 (数値集計概要)

<図表1>	「養育単位(	「養育単位の小規模化」の実施事業×施設形態別	実施事業×舶	5設形態別	(複数回答)
	「小規模グ	「地域小規模児	「分園型自活	その他の	行っていない
	ルーブケア」	重養護施設.	訓練事業」	₩	
小舎(N=104)	80.8	45.2	1.9	78.8	3.8
中舎(N=69)	6:09	31.9	4.3	20.7	26.1
大舎(N=252)	44.8	22.6	2.0	18.7	39.3
全体(N=402)	54.7	29.1	2.2	37.3	29.9

■「小規模グループケア」 ■「地域小規模児童養護施設」 ■「分園型自活訓練事業」 ■その他の事業 大舎(N=252) 中舎(N=69)

小海(N=104)

◆ 大舎制・中舎制施設の場合、養育単位の小規模化の具体的な内容として、「小規模グルー プケア」「地域小規模児童養護施設」に取り組んでいる施設が多い。

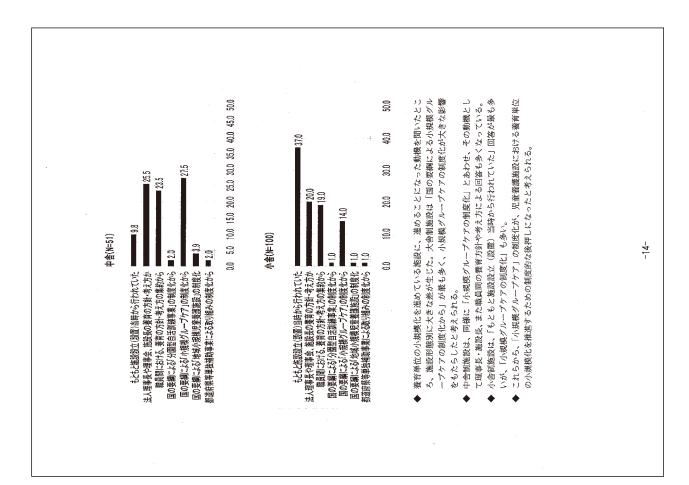
◆ もともと小舎制施設の場合、制度対象外の取り組みで獲育単位の小規模化を進めている 割合が高いが、国の実施事業である「小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」 にも多く取り組んでいる。

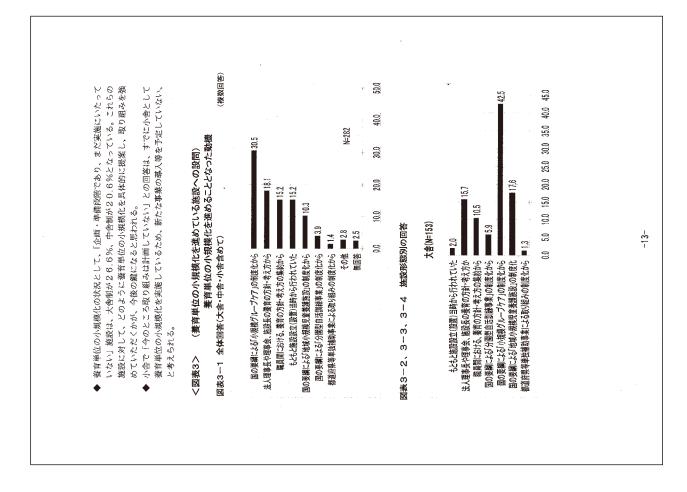
	・牧月平山のハが郊(ヤル)で失配しているい。施政のソイルス・「施政が歌か」 企画・準備段階であ   大舎制から中舎制にし   今のところ取り組み   無回答	XILJG X 配りていない 大舎制から中舎制にし	一地区のイントル」へ、加	無回答
り、まだ実施に至っ	C.	てきたが、まだ実現して「は計画していない	は計画していない	
ていない		いない		
	9.1	9.1	63.6	18.2
	20.6	32.4	44.1	2.9
	26.6	2.5	70.4	0.5
	24.0	6.1	67.5	2.4

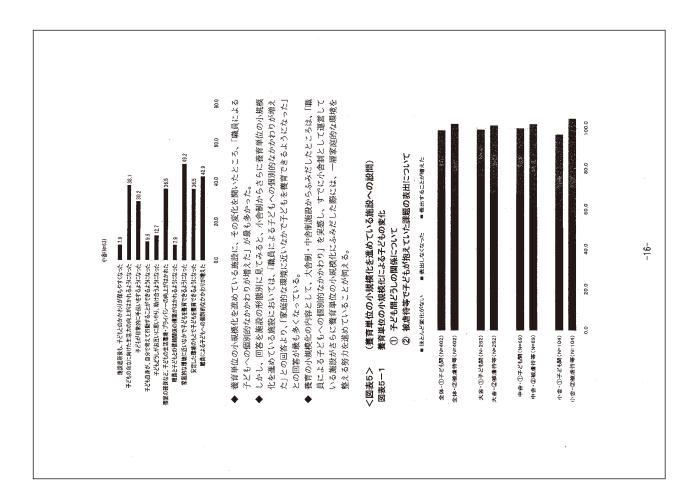
●企画・準備段階であり、まだ実施に至っていない■大舎制から中舎制にしてきたが、まだ実現していない■今のところ取り組みは計画していない■無回答

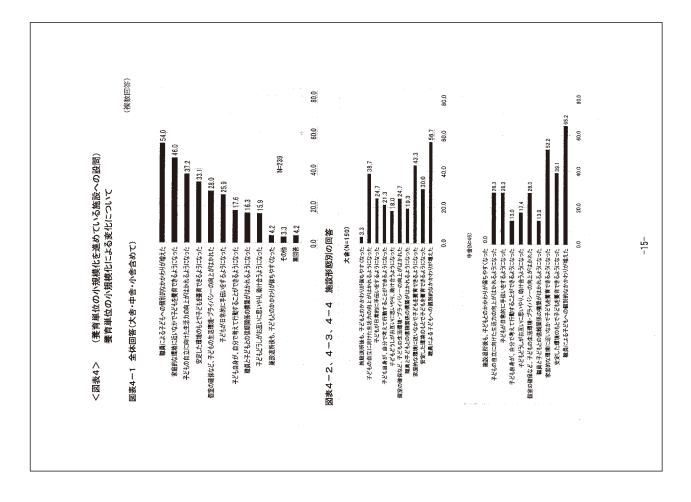


-12-









被虐待等で子どもがかかえていた課題の表出×小規模グループケア2か所以上 図表5-4

)	) , , c c iii	A CKING CO. HOLD STORY	HALLEN		
上·施設数	7.5.7	ほとんど	表出しなく	米田和公司	1
%-⊻	ū.	変化がない	なった		¥
#4	239	69	76	66	=
£. ₩	100	28.9	31.8	41.4	4.6
4	49	14	11	25	-
141.07.7	100	28.6	22.4		2
+ 特	135	41	48	51	9
14.77	100	30.4	35.6	8. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 1	4.4

大舎御施設から養育単位の小規模化にふみだした場合、それぞれの課題が「表

生じた。

出しなくなった」という回答が最も多かった。しかし、中舎制施設からふみだし

た場合では「ほとんど変化がない」が最も多く、小舎制施設からさらにふみだし

た場合では「表出することが増えた」とする回答が最も多い。

養育単位の小規模化に取り組む場合、それ以前の施設形態によって、養育単位 を小規模化した際に、職員と子どもとの関係性、子ども間の関係性のとらえ方が つまり、大舎制から養育単位の小規模化にふみだした場合、それまでの職員と子 どもとのかかわり、子ども間の関係性の変化が大きいため、「(養育単位を小規模化

異なるものと考えられる。

養育単位の小規模化を進めることで、子ども間どうしの関係の変化、子どもが 抱えていた課題の表出について聞いたところ、施設形態別に回答が異なる結果が 子ども間どうしの関係×小規模グループケア2か所以上 図表5-5

上·施設数	1	ほとんど	表出しなく	0.00	ŀ
۴-%	(o	変化がない	なった		<u>F</u>
+/*	539	19	86	71	14
£. #I	100	28	41	29.7	5.9
Ne 40	49	10	20	81	က်
161.07.2	100	20.4	40.8	36.7	6.1
7	135	42	53	42	9
16,07	100	31.1	39.3	100	4.4

図表5-2、5-3、5-4、5-5は、養育単位の小規模化による「被虐待 等で子どもが抱えていた課題の表出」「子ども間どうしの関係」がどのように変化 したかを、他のカテゴリーとクロス集計した結果である。

ている施設が、「小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」「他の養育単位 の小規模化」等に取り組んだ際の、子どもの変化のとらえ方である。「被虐待等で 子どもが抱えていた課題の表出」「子ども間どうしの関係」のそれぞれで、「表出 ◆ 図表5-2、5-3は、1998 (平成10) 年以前から小舎制の形態をとっ することが増えた」とする回答が全体に比べて多くなっている。

また、図表5-4、5-5は、同じく子どもの変化を、小規模グループケアの 実施か所数でクロス集計したものである。「小規模グループケア」を1か所実施し ている施設と、2か所実施している施設では、「表出することが増えた」と回答す る割合において、子どもの変化のとらえ方に差が生じている。

育観や職員と子どもとの関係性が変化し、小規模化の経験が長い施設ほど、職員 との関係性が深まり、結果として子どもが自らを表出する機会が多くなることが これらからも、養育単位の小規模化に取り組んだ年数等の違いにより、その養 考えられる。これらの子どもの変化に対応できる職員の養育の質質向上が求めら

-18

被虐待等で子どもがかかえていた課題の表出×平成10年以前から 図表5-2

したことで)子どもが落ち着いた」「子ども間のトラブルが少なくなった」と判断

していると思われる。

しかし、もともと小舎制からさらに養育単位を小規模化した場合、より家庭的に 近い環境を用意したことで、子どもが一層自らの思い、被虐待等により今まで隠してきた感情等を出しやすくなり、職員もそれらの変化を前提に養育を行っていると

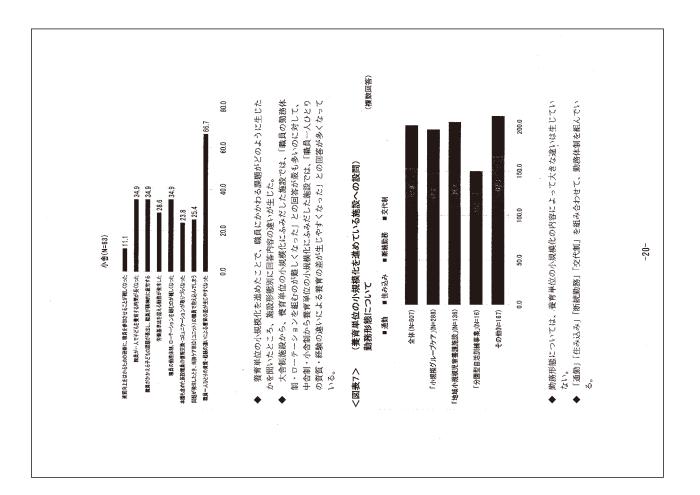
小舎制がある施設

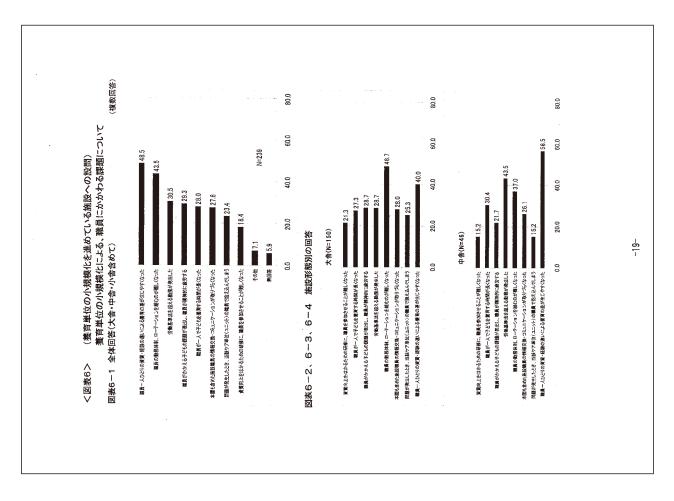
上-施設数	4	保とんど	表出しなく	のもまれ	ŀ
۴٠%	D)	変化がない	なった		<b>₩</b>
**	239	69	92	66	11
4	. 100	28.9	31.8	(d) (c)	4.6
平成 10 年以前から	13	3	1	10	-
小舎制がある施設	100	23.1	7.7	0.00	7.7
* OH	229	19	75	26	10
2	100	29.3	32.8	40.2	4.4

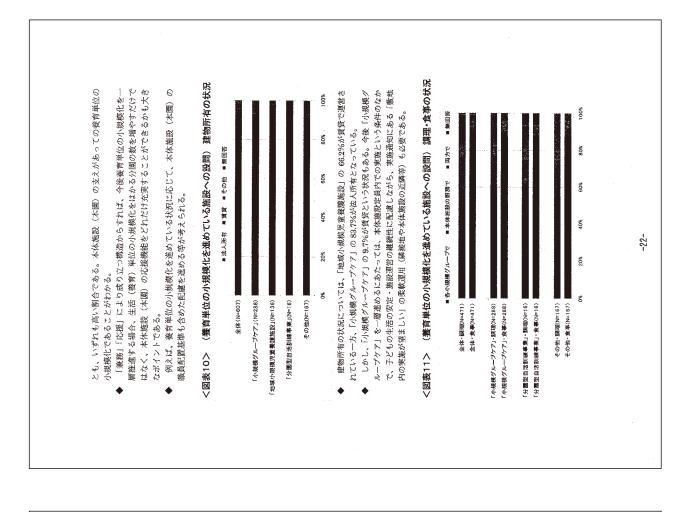
子ども間どうしの関係×平成10年以前から小舎制がある施設 図表5-3

上·施設数	184	ほとんど	表出しなく		P
자-%	þ	変化がない	なった		¥
+4	239	19	86	17	14
±	100	28	41	29.7	5.9
平成10年以前から	13	-	3	8	2
小舎制がある施設	100	7.7	23.1	9 19	15.4
# 64	622	99	96	99	12
100 P	100	28.8	41.9	28.8	5.2

-17-







して、「本体施設の中にユニットとして導入」「本体施設と同じ敷地内で運営」が

図表8-1では、他施設(本園等)との「兼務」については、「小規模グループ ケア」が多い。これは図表8-2のとおり、「小規模グループケア」の実施形態と 8割を超えていることからも、本体施設との連携がはかりやすいことが考えられ る。小規模グループケア実施通知でも「敷地内の実施が望ましい」とされている

敷地内で小舎を運営, 35.2%

本体施設の中にユニットを導入(植業金), 46.7%

図表8-1では、他施設からの「応援」については、「小規模グループケア」「地

が、その内容にそった現状となっている。

**\*** 

域小規模児童養護施設」「分園型自活訓練事業」「その他の養育単位の小規模化」

(養育単位の小規模化を進めている施設への設問)

**<図表9>** 

「小規模グループケア」の実施形態

その他, 1.4%

敷地外の地域の中で グループホームを運営。 16.7%

%09

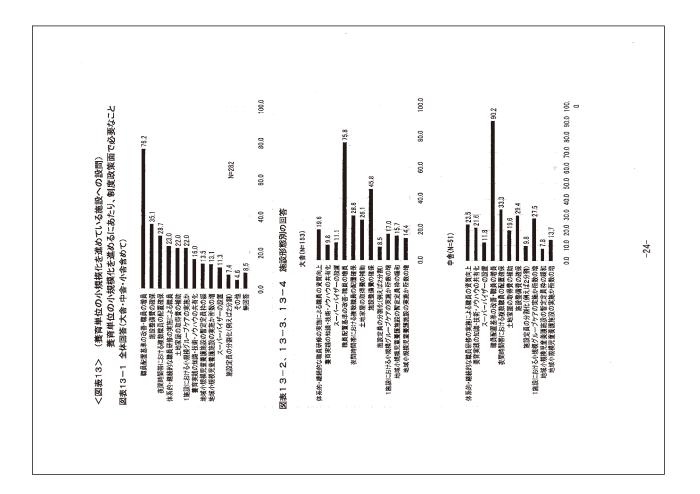
その他・兼務(N=167) その他・応藤(N=167)

**地施設との兼務・地施設からの応援の状況について** (養育単位の小規模化を進めている施設への設問)

**<図数8>** 

■なし

全体·兼務(N=607) 全体·応援(N=601) 「小規模グループケア」・兼務(N=288) 「小規模グループケア」・応援(N=288) 「地域小規模児童養護施設」・兼務(N=136) 「地域小規模児童養護施設」· 応援(N=136) [分園型自活訓練事業]・兼務(N=16) 「分園型自活訓練事業」・応援(N=16)



小規模グループケアにおける「食事」は、家庭的な雰囲気のなかで行いつつ、「調 理」は施設運営の状況に応じた方法を、各施設がくふうして進めていると思われ ◆ しかし、「食事」の状況は、82.3%と、ほとんどの小規模グループケアで、当該 「小規模グループケア」における「調理」の状況では、「各小規模グループケア 養育単位の小規模化を進めていない施設に、その理由を聞いたところ「施設整 備が困難だから」「現在の配置基準では職員がたりないから」「職員の労働が加重 になる、または労働基準法を守れないから」「財源がないから」の4つの理由が高 での調理」が32.6%、「本体施設の厨房」での調理が28.8%となっている。 80.0 養育単位の小規模化が進まない理由、取り組まない理由 161.7 900 (養育単位の小規模化を進めていない施設への設問) 90.0 40.0 20.0 その他 15.0 10.8 また「両方」も38.2%と高くなっている。 小規模グループケア内で食事をとっている。 無回答 ■ 8.3 施設運営の方針から、考え方の違いから ■ 5.8 入居させる児童の人選が難しいから ■ 5.8 ノウハウが分からないから ■2.5 -23-0.0 養育方針として、考え方の違いがあるから 1 職員の労働が加重になる。または、労働基準を守れないから 施設整備が困難だから 現在の配置基準では、職員がたりないから 財源がないから 敷地がないから 担当をする職員の人選が難しい(または、なり手がない)から 子どもとの格差が気になるから 子どもの養育に不安を感じるから 職員の人材育成が難しいから 勤務体制の変更が困難だから メリントを感じないから **<図表12>** かった。

# 3. 養育単位の小規模化はなぜ進まないのか

## (1) 現行の児童福祉施設最低基準の課題

- 今回の調査結果でも明らかなように、1生活単位で6人程度の子どもたちを想定した養育単位の小規模化は、現行の児童福祉施設最低基準(学童6人に職員1人を基本とする職員配置、また1人あたりの居室面積3.3㎡となっている設備 基準)では難しい。
- そのなかでも職員配置については、先行的に養育単位を小規模化してきた施設 (小舎制施設など)では、断続任込み勤務で労働基準法をクリアしながら、職員 2人配置で24時間365日をつなぐ勤務で実現していたと思われる。(しかも これは、6:1の配置基準のため1ホーム12人が多い)

100.0

.0.08

90.0

40.0

20.0

29.0

11.0

1施設における小規模グループケアの実施か所数の増 地域小規模児童養護施設の暫定定員枠の緩和 地域小規模児童養護施設の緊施か所数の増

**26.0 23.0** 

体系的・維続的な職員研修の実施による職員の資質向上 養育実践の知識・技術・ノウハウの共有化

小舎(N=100)

12.0

スーパーバイザーの設置 瞬員配置基準の改善・競員の増員 土地家屋の取得費の補助 施設定員の分割化(例えば2分割)

夜間時間帯における複数購員の配置確保

施設整備費の確保

養育単位の小規模化を進めている施設に、今後制度政策面で必要なことを聞い た結果である。施設形態にかかわらず、生活(養育)の小規模化を進めている施 その上で、その次につづく回答は、施設形態別で若干異なっている。大舎制施 毀は「施設整備費の確保」となっており、中舎制施設は「夜間時間帯における複 数職員の確保」、小舎制施設は「1施設における小規模グループケアの実施か所数 今後、養育単位の小規模化を進めるにあたり、「職員配置基準の改善・職員の増

毀の共通の要望として「職員配置基準の改善・職員の増員」は圧倒的に高い。

しかし、労働時間9時間特例が廃止され、週休2日制が定着する中で、被虐待 児童や発達障害児、高年齢児などの養育困難な児童が増加する状況では、(任込 み断誘ゆえの)子育て経験のない若い職員では対応困難であり、先行的に養育単 位を小規模化してきた小舎制施設が、大舎制へ移行する例も生じている。

# (2) 「地域小規模児童養護施設」「小規模グループケア」の課題

- 員配置をしても、夜間宿直は労働基準法上できないことから、夜間宿直体制を中 住込み断続勤務を導入しない限り、通勤制では、1生活単位6人で、3人の職 新規小規模グループケア実施施設への夜間宿直加算を実施したが、3年間の期限 心に本体施設からの応援が必要となる。(厚生労働省は、平成22年度予算に、 付きである)
- また、どのようにして「小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」で 生活する6名(前後の)児童を選択するか。養育単位の小規模化で生活する児童 と本体施設で生活する児童との間で、子どもの意見をふまえた十分な調整を行う ことが必須となる。
- 職員との密接な関係づくりが必要である。そのためにも、養育単位の小規模化を なお幼児については、幼少期に十分な愛着関係を形成するため、養育に携わる 急がねばならない。

## (3) 養育単位の小規模化は、入所する全児童に必要

- 2008 (平成20) 年まで、「地域小規模児童養護施設」は、児童養護施設 本体施設の入所定員が30名でも100名でも、原則として1か所のみが認めら れており、「小規模グループケア」も同様であった。
  - しかし2009(平成21)年からは、前者は複数、後者は2か所と一定の要

-56-

-52-

員」は大前提であるが、その上で、①「施設整備費の確保」、②「夜間時間帯にお

の増」となっている。

という3つの施策を、各児童養護施設の現状と形態によって推進していくことが ける複数職員の確保」、③「1 施設における小規模グループケアの実施か所数の増」

件のもとに設置基準が緩和され、2010(平成22)年度には、モデル拠点施設には一定の条件を付けて、小規模グループケアを3か所認めることとした。

- 厚生労働省は、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月22日閣議決定) において、平成26年度達成の数値目標として、児童養護施設を(平成20年度 567か所) →610か所とした上で、地域小規模児童養護施設(171か所) →300か所、小規模グループケア(447か所)→800か所の目標数値をあげている。
- 「地域小規模児童養護施設」については、本体施設に加えて定員を増やす場合 にのみ設置が認められているため、現状では、養育単位が大きい施設が養育単位 を小規模化する場合の移行方法として制度を活用することはできない。

を小規模化する場合の移行方法として制度を活用することはできない。 また、「小規模グループケア」についても、児童養護施設数に比して数値目標 が少ないと考えられる上に、上記(1)(2)でも述べたとおり、現実にはこの数値 目標ですら実現が危ぶまれる。

# 4. どうすれば、養育単位の小規模化が進むのか

### (1) 職員配置の課題

- 地域小規模児童養護施設の職員配置は、定員6名に対し、おおむお正職員2名、非常勤職員1名(6:2.5)となる。この人員配置は、専門的養育を行うために必要な人員配置となっていない。
- 今後、養育の質を担保した職員配置数が議論されなければならない。また、すでに定められている地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアの定員を名の生活単位に対して、十分な専門的教育を受けた職員配置の確保が必要 ユ・ス

### (2) 施設設備の財源的課題

- 養育単位の小規模化を推進するためには、施設整備にかかわる財源確保が課題である。
- 日とのふりの確保については、社会福祉法人認可要件に、「(抄) 社会福祉を設定を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本的産としなければならないこと。」と定められている。このことから、養育単位の小規模化を推進するにあたり、新たに施設整備を進めるための財源確保が必要となる。
- とくに、土地確保については施設会計からの支出が認められておらず、社会 福祉法人にとって財源確保が大きな負担となり、そのことが養育単位の小規模 化が進まない要因の一つと考えられる。
- 建物については、一部の都道府県において賃貸形式での実施を認めるところがあるが、地上権設定等を講じて賃貸による土地・建物の使用を認めることで、より普及をはかることができる。

### (3) 理念・制度の課題

○ 児童養護施設の側でも、養育単位の小規模化を推進するための理念構築が必要である。なぜ養育単位の小規模化が必要なのか、その論理的根拠が確立されているとはいえない。大舎側の養育をしてきた施設においても、長年の取り組みから大舎制としての養育方針を構築している。そこに養育単位の小規模化が容易に進まない要因がある。

-28-

-22-

# 4. どうすれば、養育単位の小規模化が進むのか

なくなる。養育単位の小規模化を推進するためには、職員の個人的な価値観で 養育をするのではなく、チームとして養育をする「養育モデル」の構築が必要 施設の理念や養育方針を理解し、その方針にしたがい全職員が養育モデルの もとにチームで子どもと相対するという体制づくりが必要である。そのための ○ わが国の児童養護施設は、7割が大舎制である。その7割の大舎制の施設 が養育単位の小規模化をするにあたっては、ただ単に生活単位を小さくすれ

徴員研修体制の体系化が急がれる。

④ 組織の意識改革

ばよいということではない。今まで培ってきた大規模な養育単位を、小規模 な養育単位に変えるためには建物の建設、改築等のハードウェアの変更と、 職員の勤務体制の変更等といったソフトウエアの変革をしなければならな い。その変革のためには、経済的にも施設長を含めた職員の意識等、大きな

長としての役割、職員集団としての役割を明確化し、法人組織が一体となっ て取り組まなければならない。なぜ今、養育単位の小規模化が必要なのかと

いう理念構築が必要である。

○ その実現に向けて取り組むためには、社会福祉法人としての役割と、施設 エネルギーを必要とし、その変革に躊躇しているところが少なくない。

### (1) 職員配置の課題

- 地域小規模児童養護施設の職員配置は、定員6名に対し、おおむね正職員2 名、非常勤職員 1名(6:2.5)となる。この人員配置は、専門的養育を行 うために必要な人員配置となっていない。
- 今後、養育の質を担保した職員配置数が議論されなければならない。また、 すでに定められている地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアの定 員6名の生活単位に対して、十分な専門的教育を受けた職員配置の確保が必要

### (2) 施設設備の財源的課題

○ 養育単位の小規模化を推進するためには、施設整備にかかわる財源確保が課

建物(不動産)の確保については、社会福祉法人認可要件に、「(抄)社会福 祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供す る不動産は基本財産としなければならないこと。」と定められている。このこ とから、養育単位の小規模化を推進するにあたり、新たに施設整備を進めるた めの財源確保が必要となる。

- とくに、土地確保については施設会計からの支出が認められておらず、社会 福祉法人にとって財源確保が大きな負担となり、そのことが養育単位の小規模 化が進まない要因の一つと考えられる。
- 建物については、一部の都道府県において賃貸形式での実施を認めるところ があるが、地上権設定等を講じて賃貸による土地・建物の使用を認めることで、 より普及をはかることができる。

### (3) 理念・制度の課題

要である。なぜ養育単位の小規模化が必要なのか、その論理的根拠が確立され ○ 児童養護施設の側でも、養育単位の小規模化を推進するための理念構築が必 ているとはいえない。大舎制の養育をしてきた施設においても、長年の取り組 みから大舎制としての養育方針を構築している。そこに養育単位の小規模化が 容易に進まない要因がある。

-30-

-28-

### 児童養護施設 鳥取こども学園(定員45名)

### 院 鳥取こども学園乳児部(定員15名)

### 情緒障害児短期治療施設 鳥取こども学園希望館(定員入所30名、通所15名)

東書曹雄級約は、県内に5届総、全庫に555階級(平成20年4月1日現在)とかありませんが、今衛雄々を成20年4月1日現在)あります。福伊や帯水や災害、残め、無能、承証、病式入場などで割削回費を主たした児童、海径を置かている影響ができた。2006年度1月日から重度ことで多層現象、2006年度1月日から重度ことで多層現象、現では27年間の別規則です。現所院は、0~6寸の乳 切ぶとして特別の別規則です。現所院は、0~6寸の乳 切ぶとかっています。なお、3階級とも、入遠所は全の別を着かが関連する施設です。 情緒等書元を開出権機能は、また全国に登録したいと考っています。なお、3階級とも、入遠所は全て規模等書元を開出権機能は、また全国に関する。

 「機能等書元を開出権機能は、また全国で32階級(平

### 子どもの生活

■児童養殖施役 7 ボーム、乳児院 3 ボーム、 発型館 4 ボーム、一時保護 1 ボームで生活 そもたちの主張、蒸節ので、自体な界型版が出 るよう、15ホームに分散して行なけれ、保計・蓄酸・ 消費庫・セラスト等が生まるたれにしなか。 そそもた もの機能を担っています。地帯・ムは、それぞれ「緊迫」 の機能を担ったするままれています。ホームでの生活が 等電子語の量本です。

### 子どもたちと生活する職員

■陸南記書 《栄能経路及り橋日1、甲掲貫1、電揚荷1、東京支援等 門角1、塩素指導角1、鹿別が1の種目1、原附立10、児 豊裕等角6、米東土1、セラビスト1、製理真4、大東土1、セラビスト1、製理真4、大東土1、セラビスト1、製理真4、大東大田1、東京 1本児が坂長1、車場直1、機関44、大脚電資4、保険自土 でラビスト、「東地11の、機両41、関連資4、保険自土

(パート2) (後級パート1) ※ 質託活は、せいきょうこど もクリニックと規約 所23(26) 巻 (何思節診) 施度は、學務員1、精神科型1、機関は 原因主義等別名。(美世1、現実) (別度) (八 七本) 児童教養等息、美世1、別度) (別度) (別度) (八 ト2) (造所非常型4) (セラビスト非常型 )

計27(34)名

### 保護者と施設との関係

深度者で加設との関係

そびも一人のとりの心は、高級の動向と共に統札動い
用ください。
用ください。
用ください。
用ください。
用ください。
用ください。
用ください。
用ください。
用ください。
にはこう者でに与らねばなりません。その
から所属者の動性にようせきされがあっている効性
や学的の促棄を維や同り類似などに学動の担当場と
にはまたこうていたいり。定即の途色や変に利きる。
はなどによる姿質の形成は最重接着です。用しく出
展生に方っていたいり。定即の途色や変に利さる。
また、お
といつなの各様は、家族との定期的活色い(成態の第)
ではう面にもつっています。
用いては、狭子で落やささる・ダストハウス)を3戸
環には、狭子で落やさきる・ダストハウス)を3戸
環には、狭子で落やさきる・ダストハウス)を3戸
環には、狭子で落やさきる・ダストハウス)を3戸
環には、狭子で落やさきる・ダストハウス)を3戸
環境しています。
の場が変異の方を表で、豊彦もたの交流をするよど会子接
場合の公野を表で、豊彦もたの交流をするよど会子接
場合の公野を表で、豊彦もたの交流をするよど会子接
場合の公野を表で、豊彦もたの交流をするなど、会子接

【事例①】鳥取こども学園における小舎制への取り組み実践経過と現状について

養育単位の小規模化の実践報告

Ю.

(鳥取県・鳥取こども学園)

) 1906 (明治39) 年創設の鳥取こども学園は、ホスピタリズム論争を受け、1961 (昭和36) 年に2つ、翌年に1小舎を新築し、養育単位の小規模化への歩みを開始。1小舎を子ども10人単位として、一人の任み込み職員との安定した養育をめざした。建物は2つのホームを対とし、1人の職員が休みのときは、1人で両ホームの子どもを養育できるようにした。この家庭代替的な養育形態は、子どもの情緒安定をもたらした。1973 (昭和48) 年にさらに4ホームを新設して、80名定員でホームを運営する体制が実現した。

### 子どもたちと学校教育等

が推断には終学前2年間行くようにしています。数据 受ける権利 が保険されるよう陥っています。 銀に行かない効果は「なかよし選」という窓の機能保育 所で確します。 乳砂はデームで達とします。 毎日前の入所の小中学生については、原則として馬 和力主学が、原則で加速中学や不収の海内等項。 特別支援学館にあるします。 その中国政府設計学等を入場では、まりまりの主要者を達成して来ています。 別立をは、大学や高等等できない。 最初またるとまで一条の中国政府設計学が表現。 特別支援学館にあるします。その中国政府設計学が表現。 特別支援学館にあるします。その中国政府設計学が、の場合の方に可能は負担をお願いしたり、本人のアルバ 学校、 飛起機能の特置に対っている中・中学生では、「あしながおといる」を出版して、等付 す。私たちは「子どもの最初を外間を







-32

子どもたちの将来

### 子どもたちと生活費

子どもたちの生活を支える費用は、随数量施圧率によってしている 通費性を与いたいろ称で支充されています。法 達では起がらい、必要制度が50%(無数債法の必要生 に若つか無対象が上無せいるがます。)を発起し、十 分ではありませんが、延長の終う、走船の金貨券等等 例から、児童の主義制度、教育費などが毎月だされてい ます。 うなみに早成20年度の単価 (側取県の學界上昇せ等 砂を高り、は以下のとおりです。 が用屋車艦隊が乗一人当り日軽

たが、1986(昭和61)年、「幼児の集団養護はやめよう」という取り組みを開始。幼児を各ホームに移し、各ホームとも完全総割ホームに移行。職員は2ホーム3人配置とした。幼児養護については、昼間保育を充実させ、入浴は各ホームで職員が幼児と一緒に傷船までつかるようにした。1992(平成4)年には地域の借家で目活訓練ホームも開設した。(平成17年廃止) ) 当時、職員の住込み断続勤務を確保するために、幼児を1ホームに集めていたが、1986(昭和61)年、「幼児の集団養護はやめよう」という取り組みを開始。幼児を各ホームに移行、発ホームとも完全統割ホームに移行。職員

7所しても学校に登校できない児童や、心理的ケアの必要な児童など、入所児童のかかえる問題に対応し、1994(平成6)年に情緒障害児短期治療施設(以下「情短施設」入所30、通所15)を併設した。これにあわせて児童養護施設の定員を80名から45名に減らし、既存の4ホームを情短施設とした。在み込みの職員体制も通勤体制に切り替えた。児童養護施設は、4ホームと分

型自活訓練ホームの計5ホーム体制となった。

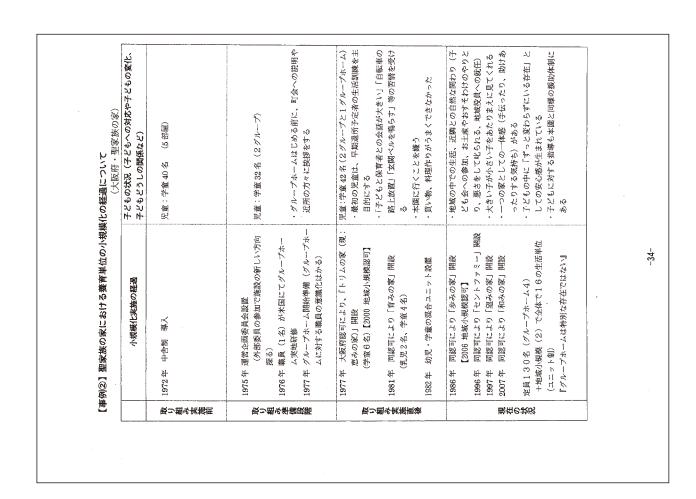
1ホーム幼児を含む10人の児童に3人の職員配置で、被虐待児等の増加もあり、2004(平成16)年、小規模ケアホーム1ホームを新設し、翌年、分園型自活訓練ホームを廃止。さらに2006(平成18)年、創立100周 を併設するた 年に当たり、15名定員の乳児院(1ホーム5人の小規様ケア)を併設するために、新築した建物の2階に2ホームを新設し、現在の7ホーム体制にいたる。 1 ホーム6~7 人の児童に3人の職員配置を行った。

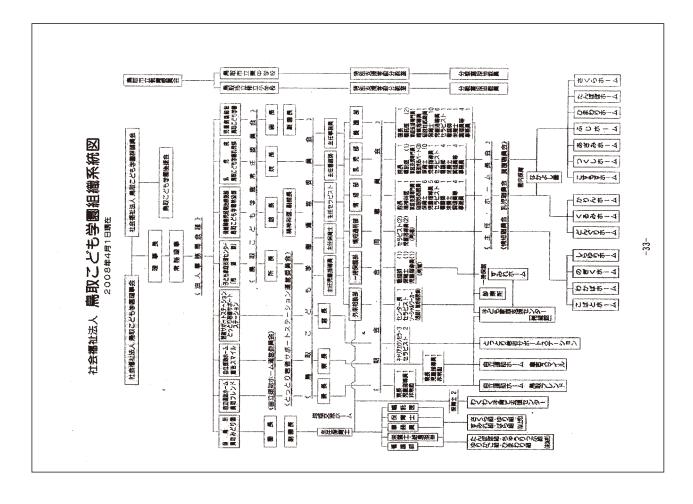
5)、乳児院3ホーム(職員各5)、同一敷地内に計15ホーム体 その他児童家庭支援センター、敷地外に自立援助ホーム2か所を一きしている。この体制は、地方の一法人単独では人件費の面で限界を この体制を維持することさえ困難な状況 現在、児童養護施設7ホーム、一時保護1ホーム(職員3)、情短施設4ホー 国や都道府県の制度改善を望む 超えた事業展開となっており、現在、 に直面している。 ム(職員各3. 体的に運営し |である。·

-3

0

0





職員の状況 (変化など)	新たに生じた課題と、その対応
<ul><li>・大人数での交替勤務制の限界を感じる職員が生まれた</li></ul>	
・最初の担当者は、自ら希望したものでグループホーム相当者としての専門を追求する ・任み込みを始めた当初は、拘束感を感じるが、 すどもとの関係が深まるにつれ、楽に生活ができるようになった。 ・限られた生活環境の中で、心身ともに逃げられないしんどさを感じることもあった。 ないしんどさを感じることもあった。 ・担当職員が「島流し」的な気持ちにならない様なサポートを要した。	・本園の職員には、グルーブホームに対する連和際、 距離感があった ・本園だと周囲に離かがいる安心感があったが、独 立した生活 (防犯・火元等) に不安もあった ・思い適りにならないと大声でなく、あまえを強く 表現するなどが応に困ったが、時間が解決した ・本園の職員にもグルーブホームの良さを生かそう とする姿勢が生まれた
動務時間は決まっているが、まず子どもとの生活ありきで、必要に応じて動ける 食事作りをホームでするので、時間に追われて 生活することがなくなった 子ども一人一人の生活に主体性が生まれ、自分 の時間の過ごし方に幅が生まれた 不履からの応援職員をれてすれのグループホームのあり方を認識しながら薬務ができる 生活の中に自然と役割分担が生まれている 担当者に会线的管理を基本的に委任している	・子どもと衝突すると、互いに逃げ場がなく、距離 をおくことは難しいが、その近い距離感が結局は 早い問題解決につながる ・「家庭的」「小規模」という音葉に流され、自由や、 我量の大きさばかりが取りあげられると危険で、 生活の砕つけ、秩序感はたいせつである ・複数のグルーブホームを継続することで、担当職 員のモデルが認知され、また互いに助け合う職員 体制が生まれた

【事例③】二葉学園の養育単位の小規模化、地域化の実践経過と現状について

(東京都・二葉学園

○ 二葉学園における養育単位の小規模化と地域化の方向性への検討については1978(昭和53)年にさかのぼり、「二葉学園昭和53年度体制方針」と同年出された「東京都ファミリーグループホーム制度に関する東京都児童福祉審議会の意見具申」のなかで、グループホーム制度の創設が計画されたことから、養育単位の小規模化、地域化実践がはじまる。

○ 大舎側の生活により職員より子どもの力関係の方が大きく、さまざまな問題行動や情緒不安定な状況もあり、職員は一人ひとりの養育にしっかりと対応するため、一居室の児童人数を減らしたい(少人数化)との切実な願望があった。また当時は、家庭復帰を目的に短期的に施設を利用する児童と、長期にて定替いて生活する児童が混在し、目的に応じた適切な養育が求められたことから、本園は街間的を主とした養育、分園(グループホーム)は長期的家庭代替的養育を行うこととした養育、分園(グループホーム)は長期的家庭代替的養育を行うこととした養育、分園(グループホーム)は長期的家庭代替的養育を行うこととした。その後数年の計画を経て1981(昭和56年から実践をはじめた。東京都の単独補助となるグルーブホームは定員内での運営であり、本園についても養育単位の小規模化がはかれた。

○ その後、施設の中心的役割を担う職員がグルーブホームの担当を経験し、 数年すると本園のリーダー的存在になり、また小舎制施設体験の施設長が中 心となり、養育単位の小規模化の必要性を打ち出し、本園を大舎削から養育 単位を小規模化したのが、今から17年前の1992(平成4)年のことであ る。本園建物は、大舎制施設を大規模改修(総工費1億5千万円、設備費5 千万円、合計2億円)し、ユニットケアとしてスタート。しかし、現在は各 コニット間の行き来もなくし、調理も各居室で買い物から食事づくりを担当 職員が行うなど、養育単位を完全に小規模化した。 ○ 分園も現在6つの分園(地域小規模型ホーム2か所、東京都型グループホーム4か所)で、子どもたちは生活している。児童定員は全体で52名、本園で生活する児童は17名(3ホーム)、分園で生活する児童は35名(6ホーム)である。各ホーム3名の職員で担当している。(本園を中心とする地域分散型児童養護施設がほぼ完成)

○ 養育単位の小規模化、地域化は、児童の成長にとって大きな成果をもたらした。児童は社会に出て比較的安定・自立した人生を歩むことができている。しかし、職員一人の負担度はとても大きい。養育単位を小規模化、地域化した施設について、職員の労働条件配慮や心理的負担の軽減、力量を高めるための研修・育成システム、孤立化や密室性による危機管理等について、施設全体で解消できるシステム、孤立化や密室性による危機管理等について、施設全体で解消できるシステム、近立化や密室性による危機管理等について、施設全体で解消できるシステム、近点化や地域化は進まない。国や都道府県の制度改善なしには養育単位の小規模化・地域化は進まない。

-36-

## 二葉学園の今、そして今後めざず児童養護体系は

二葉学園では平成7年から「これからの二葉学園の目指す方向性」を明らかにしてながら児童養護実践を進め いている。専門聯を配置しながら治療的児童養護施設の機能と地域の子育で支援に応えられる機能を有す拠点 的本園機能を、地域にはより家庭的な養護をのさすグループホーム(分園)を6市一人選営する地域分散型の児 重養護を行う。本園も昭和43年に建て、平成4年に大規模改修を行いましたが、老朽化により、本圏の改築を計 画しているところである。

ショートステイ機能 現在、二業学園では六ヶ所の分園を開設している。将来的には高齢児童のための「自立援助ホーム」を開設したいと計画している。狛江市と府中市の子どもショートステイ事業を行う中で将来的には沿江市や府中市へ第七、第八分園の検討を二葉学園将来像検討委員会で行っていく。 狛江市 調布市 西調布 男女綴割り 本國 6屋久杉 男子年長児 3774 自立援助ホームの創設計画 ショートステイ機能 府中市 ②薬の花 稲城市 ①けやき 

# (2) 生活単位を小規模化する上での、設備面からの課題について

## ① 建築面から考えた生活単位の小規模化

- 生活単位の小規模化は、それぞれの子どもが抱える課題への個別対応を行い やすくするための手段であり、職員の子どもへの関わりや生活集団構成等から の取り組みに加えて、物理的な環境の面からも対応することが望ましい。具体 的には、「生活集団ごとに食事や入浴、排泄や睡服、団らんや学習などの生活 行為を行える環境」を整えることが、生活単位の小規模化を行う上で大きな助 けとなると考えられる。
- そうした環境を整えるには、既存施設の状態と施設の運営方針、施設での養育方針や生活集団の構成と職員体制等とを併せて考慮する必要があるが、以下に代表的な三つの方法をあげる。

## ② 既存施設の活用による小規模化

○ 既存施設を活用する方法としては、改修<sup>は1)</sup>、拡張等が挙げられる。その場合、まずは耐震性<sup>±2)</sup>と耐火性<sup>±3)</sup>の診断により建築の安全性を確認することが必要である。この段階で安全性が確認された場合は、関連法<sup>±4)</sup>に留意しながら既存施設に手を加えることとなる。以下、改修を行う上での設備面の考え方を示す。

### · 衛生設備

トイレ、浴室、キッチン、洗面等の工事では、配管のとり方と勾配、それに伴い生じる床の嵩上げが大きな課題となる。具体的には、水回りの集中配置から分散配置への転換と、それに伴う床の嵩上げ、段差の解消等が必要になる場合が多い。また、施設全体での水の使用量の著しい増加が見込まれる場合が多いため、受水槽の増設や変更も検討事項となる。

### ・電気設備

<u>でいた。</u> 照明の増設や移設、配置変更等が留意事項である。

### ・空調設備

セントラル方式の場合、個別方式への変更や家庭用エアコンの導入検討が 必要となる。また、換気設備の増設が必要となるケースもある。

## ③ 既存施設の建て替えによる小規模化

既存施設の耐震性や安全性が充分でない場合、また改修における費用対効 果が乏しい場合は施設の建て替え<sup>走4)</sup>を行うことが必要となる。

-38-

-37-

# (3) 小規模化を行った施設に

### 既存施設には手を加えずに生活単位の小規模化を進める場合、グループホーム (地域小規模児童養護施設など)を開設するという方法もあげられる。 小規模グループケア制度の活用による小規模化 グループホーム整備の他にも、「小規模グループケア」の制度を活用することにより、既存施設に手を加えずに(または加えたとしても、施設の全面的な改修や建て替えよりは少ない範囲で)生活単位の小規模化を進めることがな改修や建て替えよりは少ない範囲で)生活単位の小規模化を進めることが

**グループホーム(地域小規模児童養護施設など)整備による小規模化** 

注1)「改修」とは、建築物等の改良及び模様替え並びに建築設備及び建築物の付帯施設等の更新を指す。このうち、建築物等の劣化や機能低下が内外の部材から製備機器等の大部分に及び、維持保全や施設利用で支障をきたす前に、改良や更新を大規模に行う改修を「大規模の係工事」とする。一般的には、35は改修が行いやすく、RC造は耐震壁などにより改修は難しいとまれている。22とくに1981(18和56)年5月31日以前に建築確認をうけた建築物(旧而震建築物)を改修する場合には、耐震診断を行い、必要に応じた策を譲じることが求められる場合がある。耐緩補強工事が必要とされる場合にはその。費用対効果を考え、建て替え等ほかの選択肢との比較検討を行うことになる。

は3)避難規定、排煙規定等がかかわってくる。 注4)既存施設の改修および建て替えにあたっては、建築基準法、耐震改修促進法、都市計画法、消防法、同条例、児童福祉法、各自治体条例等に留意する必要がある。

### **参老管料**)

· 「ケア単位の小規模化・施設の小規模化の取り組み」児童養護 35 巻 2 号, 2004日経アーキテクチュア 2009 年 3 月 9 日号, 日経 BP 社

-社団法人日本医療福祉建築協会編「高齢者住への転用・改修に関する調査研究 報告書」 2008 ・認知症介護研究・研修東京センター編「高齢者施設のユニット化改修計画ガイドライン」2008

(3) 小規模化を行った施設における、子どもの変化と養育について(3) 小規模化を行った施設における、子どもの変化と養育にのいて

○ ある場所に根づくということは、人間の根源的な要求である。それは、そこから世界をみる安全地帯を築くことであり、物事の秩序のなかに自分を位置づける意味からも、その重要性がこれまで指摘されてきた\*\*\*1)。

まず、そうした視点から居室内での子どもの個人領域について捉えた研究をここに挙げる。「図1」はある施設において、生活単位の小規模化を伴う建て替え前後 の居室のようすを示したものである。

○ 建替え前、2段ベッドが4つ並ぶ居室では、自分だけの空間であるベッドを 私物やカーテンで囲み、テリトリーを明確化する行為がみられた。仮住まい時 (大舎制での生活)には、集団銀貨により個人の領域形成が離しくなっている。 しかし建て替え後は、居室における個人領域が広がりをもち、また他の子ど もとの領域の重なりも許寸余地がうまれている。室内での過ごし方や勉強の仕 方は、それ以前に比べて選択性が確保されている。生活そのものが建築環境に 影響を受けていることが、子どもの創造性と選択性を組み込める生活空間の重要性とともに示されている(額戸:1897)。

○ 次に、生活集団の規模別に子どもの食事場面に着目した研究を取りあげる。 子ども6名、職員2名で食事をとる、Aホームの食卓で交わされた会話のうち、 食べ物に関するもの以外を分類し(「表1」)、それを数十人規模の生活集団を もつ施設(「表2」)と比較したものである。 ○ 後者に比べて前者では、生活をともにするメンバーのできごとを会話の中心としながらも、施設外でのできごと、子どもの家族や進路など、豊富な話題が認められた。

さらに、子ども自身が身体的な悩み事に言及するなど、集団内での安定した

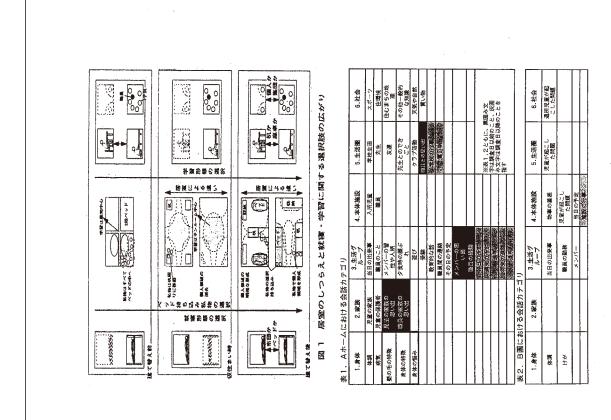
人間関係と子どもの良好な発達や自己確認\*\*2) が推測されている。

○ 以上、建築空間という視点から、子どもの生活や子どもたちへの養育と、生活集団の規模とのかかわりが示されつつある。

図版出典) 図1: 瀬戸信太郎ら「建て替え前後における児童の住まい方変化: 養護施設のリニューアルにおける建築計画学的実践 その 4」日本建築学会学術講演模機集,po.49-20,1897 表1,2: 石垣文ら「食事場面からみる児童養護施設の施設形態に関する基礎的研究」日本建築学会学術講演板機線,po.49-20,2009

関する基礎的研究」日本建築学会学術館域梗概集, pp. 49-50, 2009 往1) たとえば、シモース・ヴェーユ(研究もつごと』p. 63, 1967)、エドワード・レル ア 「場所の現象学』p. 101-104, 1999)らによって。 社2) 山脈文治:子どもが「話す」ことと児童福祉施設での援助, 季刊児童養護 Vol. 320.0。p. 19-21, 2007

-40-



施設職員の報告から

要に気にすることなく、自分らしく、かわいらしく気持ちを表現できるようになるということです。 荒い口調だった子も、がんばりすぎていた子も、無になるということです。 だい口調だった子も、 無 「大きな集団から小さな集団に変わると、子どもたちは他児の存在を不必 表情だった子も、皆表現が上手になりました。そして、4年経ち、それがで きていると、思春期の成長もより伸びがよいと感じています。」(古閑:2009: 0

「小規模化する前は、大食堂から浴室へ、そして勉強部屋や居室というように移動距離が長いため子どもの移動を指導するのが大きな仕事のようにな そういった場面も少なくなり、子どもが自分の居室で思い思いにくつろいでいる風景がみられるようになった。」(野口・谷口:2007:82) り、大声を張り上げることが必要であり、移動に伴うトラブルも多かったが、 0

「生活単位における子ども数の減少は、集団生活のルール等規制の内容から必要性を吟味することができ、その結果、減ることで、さらに個々のコミ 経地域小規模児童養護施設の現状と課題』福村出版,2009 野口啓示・谷口剛義「小規模グループケアの実践例と職員・子どもの思 参考文献)古閑瞳「地域小規模児童養護施設の実践報告」長谷川眞人編著『日 ュニケーションができやすく、個別対応を容易にしている。」(高野:2004:22) 0

い」 山縣文治・林浩康編著『社会的雑疀の現状と近未来』明石書 店, 2007 - 高野善晴『小規模グループケアの取り組みをふりかえって』季刊「児童養護」Vol. 35 No. 2, 2004

施設退所児童の声から

○ 「施設で生活する特殊さの最たるものは「集団の中のひとり」にすぎないことです。家庭のように自分だけを特別に育んでくれるおとながいるわけではな く、いつも周りに気を遣わなくてはなりません。子どもはおとなを独占して育 まれる時間が必要ではないでしょうか。施設で生活する子どもたちにはそれが 望めません。望もうものなら「わがまま」になってしまい「周りを困らせる子」 とされてしまいます。」(日向ぼっこ:2009:87) 参考文献)NPO 法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ『施設で育っ た子どもたちの居場所「日向ぼっこ」と社会的養護』明石書店,2009

-45-

-41-

## (4) 小規模化を進めるための財政・費用について

## ①独立行政法人福祉医療機構による融資制度の活用

○融資の内容(基準事業費-法的・制度的補助金)×融資率=融資限度額 ・「基準事業費」とは、福祉医療機構の定める基準単価を用いて算出した基 準事業費の合計と実際事業費の合計とを比較して、金額の低い方。

キャスランは1.Cスペチスランコにここれない、、立動のはアカラ・「法的・制度的補助金」は国庫補助金、都道府県・市町村が交付する交付金、地方公共団体が補助要綱を明示し交付する独自の補助金等「融資率」は75%か80%(施設により異なる。社会福祉施設等耐酸化等臨時特例交付金の補助を受けて耐震化整備を実施する場合は一年90%)

○貸付利率(次のいずれか選択)

固定金利

年1.60% (耐震化整備に係る資金の場合年1.10%、老朽民間社会福祉施設整備事業の場合は無利子)

0年経過後金利見直し

年1. 20% (耐震化整備に係る資金の場合年0.70%、老朽民間社会

福祉施設整備事業の場合は無利子)

○償還期間

貸付金額により、5年以内から20年

担保

原則として、所有者を問わず、融資の対象となる施設及び事業の運営に利用 する敷地(原則として抵当権は第1順位)

由地仍近 k

原則として、法人代表者及び法人役員等の連帯保証人が必要

## ②次世代育成支援対策施設整備交付金

○児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

交付基礎点数×1,000×定員(点数は施設種別及び地域により異なる)

○交付基礎額

# ③社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金(補正予算(平成23年度末まで))

○耐震化整備事業

施設入所者の安全・安心を確保し、地震防災上倒壊等の危険性のある建物

の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を図る。

〇補助基準額

基準単価×定員 (単価は施設種別及び地域により異なる)

-43-

## 5. 養育単位の小規模化に向けての政策提言

# (1) 養育単位の小規模化が進まない理由、その打開策

### ① 配置基準について

○ 現行児童福祉施設最低基準における、乳児1.7:1、3歳未満児2:1、 ・年少児4:1、学童6:1の職員配置では、住み込み断続勤務で、3歳未満児 以下の子どもが常にいる状態でないと、小規模グルーブケアを実施しても6:3の職員配置は困難である。

しかも現在の人材確保をむぐる状況では、生み込み断熱動務では人材が得られなくなっている。もし夫婦・家族が一緒に住み込まなければ、結婚と同時に施設を退職することになる。

- 先行的に養育単位の小規模化を進めてきた施設(小舎制施設)の一部では、 運営難から、養育単位を一定の規模まで戻した施設もある。住み込み断続勤務や、夫婦小舎制により勤務を組んでいた児童養護施設は、聯員確保が厳しくなり、通動制導入などにより、職員配置基準の大幅改善などの制度的な支えがないと、24時間365日の養育単位の小規模化が成り立たなくなっている状況がある。
- 本プロジェクト (児童養護施設のあり方検討プロジェクト)の試算では、子ども6人が生活する単独ホームの場合、6:4.8 (1.25:1)人の職員配置が求められる。また、大舎制本体施設からの応援職員なしで6:3の職員配置を確保するためには、小規模グループケアにおける職員配置を、地域小規模児童養護施設なみに2名配置する必要がある。

1名のままであるとすれば「概ね(原則)6名」を「12名まで」認めるべきである。また、そのままだとすれば、[概ね(原則)6名」という規定は「概ね(原則)6~8名」として、柔軟性を持たせることが必要である。

## ② 小規模グループケアについて

○ 厚生労働省は、2008 (平成20) 年7月より「小規模グループケア」を 2か所目まで認めた。この制度は、2005 (平成17) 年に1か所目が認め 5れたものであるが、今回の調査結果からも、実際に小規模グループケアに取 り組む施設のほとんどは、宿直体制も含め、大舎削水体施設からの人的応援を 前提とした状況である。本体施設が大舎削施設で、小規模グループケアに取り 組む施設は、ねばりづよい養育のなかで、大舎削から養育単位の小規模化を進 める実践の積み上げが必要である。

-44-

ハード面でも、現行では、小規模グループケアの施設整備は困難をともなうことが多い。土地購入費用は公的補助の対象にはならず、一部の都県を除いては賃借家屋への家賃補助もない。施設整備費でも、法人負担が工事費の半分にもおよぶ状況から、制度的な支援が必要である。少なくとも、建物建替時に小規模グループケアを前提にした制度にすることが必要である。

## ③ 地域小規模児童養護施設について

- 「地域小規模児童養護施設」は、6:3の職員配置が可能だが、現行では定員を増やす場合にしか認められておらず、本体施設そのものの養育単位の小規模化にはつながらない。現行定員内でも、また同一敷地内でも一戸建てなら地域小規模児童養護施設を認めるなどの柔軟性が求められる。
- また現在40~45名だ員の児童養護施設が地域小規模児童養護施設を実施すると、現行の指置費基準である、「児童福祉法による児童人所施設措置費等国庫負担金について」において規定される「児童指導員、保育士については、通じて定員6人につき1人、ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する」の対象外となり、職員3名配置が不可能となってしまう。何らかの栽落施策が必要である。
- さらに、地域小規模児童養護施設にのみ暫定定員条項がある。95%が90%に緩和されたとはいえ、養育単位の小規模化の推進の観点からは、暫定定員条項を見直すことも必要である。
- 地域小規模児童養護施設で、さまざまな課題をかかえた子どもを、地域の独立した家屋等で3人の職員の交代制で支援するのは、職員の力量が問われる。職員の孤立を防ぐさらなる方法が必要である。また、孤立した支援からは職員は育たない。スーパーバイズや応援機能を充実させるためにも、先に述べたとおり6:4.8 (1.25:1) ([児童養護施設のあり方検討プロジェクト])の職員配置が求められる。

### 分園型自活訓練事業について

○ 現行の「分園型自活訓練事業」は、地域小規模児童養護施設への移行が必要である。先行的に分園型自活訓練事業(定員内)を実施している施設は、地域小規模児童養護施設(定員外)との同時指定が認められていない。分園型自活訓練事業が、地域小規模児童養護施設開設をさまたげる例がある。移行の際も、定員内での移行が望まれる。

### ⑤ 先行施設から挙ぶ必要性

○ 住み込み職員が長期には確保できない場合、同一敷地内または近隣町内に、 コテッジ方式やユニット方式による施設を配置する方法が現実的である。個別 的養育のさまざまなノウハウも含めて、職員の専門性向上と育成方策が問われ る。養育単位の小規模ににあたっての養育のあり方を、先行して養育単位の小 規模化を進める施設や、小舎制施設から学ぶことが必要である。

## (2) 「養育単位の小規模化移行推進事業」の提案

- 「養育単位の小規模化移行推進事業」を提案したい。先行的に養育単位の小規模化を進めてきた施設には、ハード面ソフト面にわたるノウハウが蓄積されている。大舎制から養育単位の小規模化を進め、また小規模グループケアや地域小規模児童養護施設に取り組むためには、先行施設に学ぶ必要がある。
- 「養育単位の小規模化移行推進事業」は、定員のすべてを「小舎」「養育単位の小規模化」(6~8名以下)で実施している児童養護施設について、国および都道府県が指定し、以下のとおり実施することを提案する。

平成22年度予算では、指定施設に一定の条件のもと管理宿直(夜間の宿直 職員)を配置したこと、小規模グループケアを3か所目まで認めることとした 事業がこれにあたる。

財源難のなか、予算化されたことを評価はするが、養育単位の小規模化のスパードを速めるには、大胆かつ積極的な誘導策が必要である。

## 養育単位小規模化に向けた具体的な政策例

- a. 国の職員配置基準が変わるまでの間、事業指定施設に実施している児童養施設の各生活単位(ホーム)すべてに、加算職員を配置する。
  - b. 事業指定施設は、他施設からの現任実習を受け入れ、要請があれば職員 の講師派遣を積極的に実施する。
    - C. 里親研修、里親支援活動を積極的に実施する。(里親支援機関の受託、た224度事業までの「安心こども基金」研修事業をイメージ)d. 加えて、上記施設に研修担当職員を一人加算配置する。

所である。また犀生労働省の2010(平成22)年度予算では、小規模グ ループケアを2009(平成21)年度645か所に対し、2010(平成

22)年度には703か所としている。

-46-

-45-

- しかし、現時点での小規模グループケアの実施状況では、2010(平成22)年2月現在(厚生労働省家庭福祉課調べ)446か所となっている。2009(平成21)年度時点で645か所の予算に対し、2010(平成22)年度の実績が446か所との現状を認識する必要がある。
- 上記で述べた課題をクリアする大胆な施策誘導策は、財源的にも可能なはずであるし、これらの強力な施策誘導を進めなければ、「子ども・子育てピジョン」に掲げた数値目標が達成できない可能性がある。ぜひ強力な施策誘導を求めたい。

### おわりに

- 2007 (平成19)年11月の「社会福祉審議会児童部会社会的養護専門 委員会とりまとめ」及び同年12月、「「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議とりまとめ」に記載された、里親制度強化、自立援助ホーム強化、被措置児童虐待防止を内容とする2009(平成21)年4月施行の「改正児童福祉法」は、社会的養護改革の第一弾となった。
- この間、厚生労働省は、2007 (平成19) 年3月、「社会的養護の施設 体系見直しのための実態調査」開始。2008 (平成20) 年6月、小規模グ ループケア推進につき、「1小規模グループケア15名まで認めた過渡的措置 は、平成21年3月末までとし、平成20年7月1日から小規模グループケア を2か所まで認める」「地域小規模児童養護施設の2か所目の採択基準の充足 率95%を90%に緩和する」通知を出した。
- 2009 (平成21)年10月に開催された第63回全国児童養養施設長研究協議会(宮城大会)では、本プロジェクトの進捗について報告を行った。1月には社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が再開され、この間の国の諸調査結果が報告された。

社会的養護の現場では、里親も含めて「被措置児童等虐待」の報道が絶えないことにも示されるとおり、社会的養護改革は猶予が許されない状況である。当面、里親養護の飛躍的進展がみられず、日本の社会的養護が施設養護を中心に展開せざるを得ないとすれば、養育単位の小規模化は緊急の課題である。

トXXMででいるようが、こうがあ、実月キロシンリがXXには本売がXXXMとのも。 全養協としては、一層の意思統一をはかりながら、「養育単位の小規模化推 進モデル事業」を含めて、厚生労働省の施策誘導を求めていきたい。

- 児童相談所、および市町村への児童虐待相談件数は増え続けている。児童虐待防止法等で親子分離体制を強化しうつ、受け皿としての社会的養護改革が遅れた結果が、当事者たる要保護児童、施設職員の人権侵害的状況としてはならます。
- この報告書が、今の私たちがおかれている状況を改善するための一助となることを願ってやまない。みなさまの忌憚のないご意見をお寄せいただきた、

-47-

-48-

-50

49

### 児童養護施設の「生活単位の小規模化」に関する状況調査 調査票①

※ この調査票は、すべての施設が記入してください

平成 21 年 12 月 28 日 全国児童養護施設協議会

	問1	## <b>##</b>	2の現況を記入し	17/#	hri v
経営主体		ECO. MEDIES	KOJ JEDU Z BLOCI	<u> </u>	
施設名(	本体施設)		***************************************		
定員	名	暫定定員	名	現員	名
(非常電 ※本体施設のほ)	上体の職員数 加職員を含む) か、小規模グループ 監督機能数等の報告	77	うち、直接 ※本件施設のほ 地域小規模児		ループケア、名
	<b>※</b> 1≖9	<b>・保証指導員・保証</b>	・ ・ 家庭支援専門権	職員・被虐	<b>特児個別対応職員の合計人</b>

調査票① 問2

粉の実体車撃について記入ください

	744 EE -1	. ,,			1011447 74416	- MARICO 2	4 · C BLJ		•	
1.	国の実施	5要	同による	「小規模	グループケ	アト実力	もの有無	(該当す	るものも	:(O)
					か所)					
		調:	変異②の	別紙 1 に	、実施か用	それぞ	れの詳細	を記入く	にださい	١.
	・なし									
2.	国の実施	<b>医要</b> 样	関による	「地域小	規模児童新	護施設」	実施の	有無		
	・あり	$\Rightarrow$	実施か	所数 (	か所)	利用	見童の合	计人数:	(	) 名
		調達	悪②の	別紙2に	実施か戸	それぞれ	1の詳細	を記入く	ださい	<u>.</u> e_
	・なし									
3.	国の実施	更料	間による	「(施設機	能強化推進	) 分園	型自活剤	陳事業」	実施の	有無
	・あり	⇒	調査票	②の別紙	3に、実施	状況の	詳細を記	入くださ	¥ (, ).	
	・なし									

### 調査票① 問3

貴施設では、国の実施要綱にもとづく「小規模グループケア事業」「地域小規 模児童養護施役事業」「分園型自活訓練事業」以外で、「生活単位の小規模化」 に取り組んでいますか。その内容についてお答えください。(複数回答可)

〈注 記〉 本調査の実施にあたり、下記により用語を定義しています。この定義は、この調査のみで使用するもので、制度や施策と関係しているものではありません。 ○「生活単位の小規綱化」とは、豊施敦において、「12人以下の生活単位(ユニット 等)」がある場合です。 ○「大舎」「中舎」が同じている。「大舎」・・・1 舎 20 人以上、「中舎」・・・1 舎 13~19人 「小舎」…1舎12人以下です。

- □1. 大舎制である本体施設をユニット化して「生活単位の小規模化」をはかった(例: 階数ごとに分けるなど)
- □2. 大舎創である本体施設を小舎創にして、「生活単位の小規模化」をはかった。(施設の全体定員<u>名</u>中、<u>名</u>が小舎制で生活している)
- □3. グループホーム等、都道府県・法人・施設独自の取り組みにより「生活単位の小規模化」の取り組みを行っている
- □4. その他の取り組みにより、「生活単位の小規模化」を進めている
- □5. 上記項目のような、「生活単位の小規模化」は実施していない

  □□① 生活単位の小規模化の企画・準備検悟であり、まだ実施に至って
  いない (実施予定が具体化している場合: 平板 平板:

  事業を実施予定)
  - □② 大舎朝から中舎制にしてきたが、まだ「生活単位の小規模化」は 実現していない
  - □③ 今のところ「生活単位の小規模化」への取り組みは計画していない

上記の取り組みのうち、「1.」~「4.」の項目に回答した施設は、そのなかで 貴施設における代表的な取り組み3種類を選び、調査票②の別紙4にその詳細 を記入ください。

ご協力ありがとうございました。 引き続き、開査票②、関査票②「別紙」、調査票③の記入をお願いいたします。

### 児童養護施設の「生活単位の小規模化」に関する状況調査について

平成 21 年 12 月 28 日

### 1 太陽杏の類旨

1. 本間金の超旨 厚生労働省社会保障等議会任意部会社会的業進専門委員会の報告書(平成 18 年11 月)では、「施設におけるケア単位の小規模化等変能的製護の推進」を提言 しており、各種の施設が進められています。また本会でも、第63 回会国児童寮 護施設長研究施設会(宮城大力、大会宣言において、生活(ケア)単位の小規模 化を組験をあげて推進していくこととしています。 このようななか、本アンケーは、児童製養施設における「生活(ケア)単位 の小規模化」を進めるため、現在の児童製業施定おける「生活(ケア)単位 の小規模化」を進めるため、現在の児童製業施定おける「生活(ケア)単位 の小規模化の大規模化に向けた各施設の方針等を把握し、課題整理を行うこ とを目的として実施します。 を目のとして実施します。 を目のの人規模化でロジェクト」において分析し、各施設に報告すると とも、国への予算要望、提言等に活用いたします。

### 2. 調査票の構成、調査票への記入者について

調査票は次の構成となっており、施設長に記入を依頼する内容があります。

調査票① すべての児童養護施設が記入 (数値データが中心であり、施設長以外の職員の記入も可) 調査票② 調査票3 「地域小規模児童養施設専業」 ・「小規模グループケア事業」 ・「小規模グループケア事業」 ・「分園型自活訓練事業」 ・その他「生活単位の小規様化」を実施 上記事業を実施している施設長が配入 (施設の考え方をたずねる設問のため) 「生活単位の小規模 化」をとくに実施して いない施設の施設長 が記入 (施設の考え方をた ずねる設関のため) 調査票②「別紙1~4」 (数値データが中心であり 施設長以外の職員の記入も可)

### 3. 本調査における用語の定義について

本調査の実施にあたり、下記により用語を定義します。なお、この定義は本調 査のみで使用するもので、今後の制度や施策と関係しているものではありません。

<本調査における用語の定義> ○「生活単位の小規模化」 施設において、「12 人以下の生活単位 (ユニット等)」がある場合

〇「大舎」「中舎」「小舎」 「大舎」…1舎20人以上 「中舎」…1舎13~19人 「小舎」…1舎12人以下

### 4. 調査票の返送方法、返送期日について

<u>平成22年1月29日(金)までに、</u>FAXまたは郵送にて、全国児童管膜施設 協議会事務局までご返送ください。(FAX 03-3581-6509) なお、講逢素はWORDデータで提供できまた。新盤の際は、下記アドレスま で講求ください。(Eメールアドレス <u>zenyokyo@shakyo.or.15</u>)

<返送していただく調査票について>
○「地域小規模児童養護施設事業」「小規模グループケア事業」「分偶型自活訓練事業」、および「その他、生活単位の小規模化」を実施している施設

調査察②「別紙1~4」(設当する事業の別紙のみ)

○「地域小規模児童養護施設事業」「小規模グループケア事業」「分園型自活訓練事業」、および「その他、生活単位の小規模化」を実施していない施設

調查票①

調査票③

ご協力をよろしくお願いいたします。

<ul><li>※ この調査票は、</li><li>「・「地域小規模・「小規模グー」「分園型自</li></ul>	調査票 下配に該当する施 模児宣養護施設 ループケア事業 活訓練事業」実	数の施設長が記入してください と事業」実施施設 」実施施設	調査票② 問2 貴施設における「生活単位の小規模化」実施にあたり、 <u>それ以前の生活単位を、</u> 小規模化に移行した際の課題、その対応または解決力策を配入ください。 【課題】子どもの居敷等(所属ユニット)の決定方法、子どもとの調整について
模グループケア事業」「 票①の問3で「1.」~	分間型自活訓練事業 「4.」を記入した、	平成 21 年 12 月 28 E 全国児童養護施設協議会 地域小規模児童養護施設事業 「小身」 」を実施している施設、および調査 「生活単位の小規模化」を行ってい	会 【課題】戦員配置・戦員動務体制上のくふうについて (戦員の孤立化をふせぐための取り組み、サポート体制等も含む) 査
る施設の施設長がお答え 都道府県名	施設名		
都道府果名 本関査票を記入した方 (施設長にお願いします) 調査票② 問1	施設名 (後継条)	(氏名) (氏名) こととなった動機は何ですか。動機	「深間・その他

理査報の   担当	-54-
-----------	------

調査票② 間4	(問4-2)子ども開どうしの関係について
・貴施設で、「生活単位の小規模化」を進めたことにより、それ以前と比べてあらわれた子どもの変化のうち、該当する項目にチェックしてください。 ・また、子どもの環般が表出することが増えた場合は、その際に施設・施設業員がどのように対応してきたのかを配入ください。	□1. 生活単位の小規模化を進める前と後では、ほとんど変化がない □2. 生活単位の小規模化を進めたことで、表出しなくなった ⇒(2. を選択した場合のみ)なぜ表出しなくなったのか、その理由として 考えられる内容を記入ください
(問4-1)被虐待等で子どもがかかえてきた課題の表出(試し行動等)	
□1. 生活単位の小規模化を進める前と後では、ほとんど変化がない □2. 生活単位の小規模化を進めたことで、表出しなくなった ⇒ (2. を選択した場合の分)なぜ表出しなくなったのか、その理由として 考えられる内容を記入ください	□3. 生活単位の小規模化を進めたことで、表出することが増えた ⇒(3. を選択した場合のみ) どのように対応してきたのか、機略を記入く ださい。 ①子どもへの養育のかかわり方について、どのように対応してきたか
□3. 生活単位の小規模化を進めたことで、裏出することが増えた  ⇒ (3. を選択した場合のみ) どのように対応してきたのか、機略を記入く ださい  ①子どもへの養育のかかわり方について、どのように対応してきたか	②担当以外の職員のかかわりについて (本国や他部所職員、専門職のかか わり)、どのように対応してきたか
②担当以外の職員のかかわりについて (本圏や他部所職員、専門職のかか わり)、どのように対応してきたか	ON ENSTABLISE E
	③地域関係機関(学校・児童相談所・医療機関等)の連携・協働について、 どのように対応してきたか
③地球関係機関 (学校・児童相談所・医療機関等) の連携・協動について、 どのように対応してきたか	

理主用②   問題    企業課金のの機関作員・発動できた異複数において、生業単位の小規模化を 今後一番機動からあたり、実践を必定する。下距离状態から3項目を選択し、同姿機に起入し てください。		
1. 加坡小規模の監要機能の実施が高級領 2. 地球小規模の監要機能の影響を活動の緩和 3. 1 施設における小規模グループケアの実施か所数の増 4. 施設定員の分割化 例えば 2 分割) 5. 施設整備製の確保 6. 土地家庭の取得要の補助 7. 役間時間帯とおける複数機員の配置確保 8. 転員配置基本の改善・販員の増費 10. 資育実践の制度・技術・ノウハウの共有化 11. 件系的・継続的な職員研修の実施による職員の資質向上 12. その他 < 図書欄> ( 3 項目を選択)  112. その他」を選択した場合、下記にその内容を記入ください。  「お忙しいなか、アンケートに配入をいただき、誠にありがとうございました。 ・ なお、「買業素の別紙1ー4」に、生活単位の小規模化にかかわる貴施弦の具	・「生活単位の小規模化」を進めてきた貴施設において、生活単位の小規模化を 今後一層進めるにあたり、 <u>海銭をかまえて、制建設施面で今必要なことはどの</u> ようなことだと考えますか、下配滑不開から3項目を書架し、回答欄に配入し	
「12. その他」を選択した場合、下記にその内容を記入ください。  - お忙しいなか、アンケートに配入をいただき、誠にありがとうございました。 - なお、「興金票②別紙 1~4 J に、生活単位の小規模化にかかわる貴施設の具	<ul> <li>選択群&gt;</li> <li>1. 地域小規模児童餐源施設の実施が所数の増</li> <li>2. 地域小規模児童餐源施設の智定具幹の緩和</li> <li>3. 1 施設におる小規模グループケアの実施が所数の増</li> <li>4. 施設定員の分割化(例えば2分割)</li> <li>5. 施設整備費の確保</li> <li>6. 土地家屋の取得費の補助</li> <li>7. 夜間時間帯における複数最長の配置確保</li> <li>8. 職員配置基本の改善・職員の増員</li> <li>9. スーパーパイザーの設置</li> <li>10. 資育実践の知識、投防・クハウの共有化</li> <li>11. 体系的、維熱的な職員の皆の実施による職員の資質向上</li> </ul>	
・お忙しいなか、アンケートに配入をいただき、誠にありがとうございました。 ・なお、「興金東の別紙1~4」に、生活単位の小規模化にかかるる集論20の具	< 回答欄> (3項目を選択)	
・お忙しいなか、アンケートに配入をいただき、誠にありがとうございました。 ・ なお、「興産東の別版 1 ~4 』に、生活単位の小規模化にかかわる異常院の具	「12. その他」を選択した場合、下記にその内容を記入ください。	
・お忙しいなか、アンケートに配入をいただき、誠にありがとうございました。 ・ なお、「興産東の別版1~41 に、生活単位の小規模化にかかわる異論院の具		
		・なお、「顕変票②別紙1~4」に、生活単位の小規模化にかかわる貴施設の具

-58-

### 児童養護施設の生活単位の小規模化に関する状況調査 調査票③

※ この調査果は、下記事業を実施していない施設の「施設長」が記

- 「地域小規模児童養護施設事業」
- ・「小規模グループケア事業」 ・「分園型自活訓練事業」
- ・その他の「生活単位の小規模化」※

平成 21 年 12 月 28 日 全国児童養護施設協議会

この調査原は、国の実施要綱にもとづく、「地域小規模児童養護施設事業」「小規 様ダループケア事業」「分頭型自活訓練事業」、および調査原①の間3で「1.」 ~「4.」を記入した、「生活単位の小規模化」を実施していない施設がお答えく ださい

都道府県名	施設名		
本調査票を影	(役職名)	(氏名)	

### 調査票③ 問1

「生活単位の小規模化」が進まない、あるいは児童養護施設が取り組まないのは、どのような理由と思いますか。下記選択群から5項目までを選び、回答標 に記入ください。

### <選択群>

- (器契禁)
  1. 現在の配置基準では、職員がたりないから
  2. 生活率位を小規模化すると、機員の労働が加重になる。または、労働基準を守れないから
  3. 生活率位を小規模化するための施設整備が困難だから
  4. 生活率位を小規模化するための動態がないから
  5. 生活率位を小規模化するとめの財態がよいから
  6. 生活率位を小規模化するメリットを感じないから
  7. 生活率位を小規模化するメリットを感じないから
  8. 生活率位を小規模化していくノウハウが分からないから
  8. 生活率位を小規模化していくノウハウが分からないから
  9. 生活率位を小規模化したは、子どもの機管に不安を感じるから
  9. 生活率位を小規模化したユニット(ホーム)に入層させる児童の人遂が難しいから
- 生活単位を小規模化したユニット(ホーム)に住む子どもと、本体施設の 部屋に住む子どもとの格差が気になるから
   生活単位を小規模化したユニット(ホーム)の担当をする職員の人選が撃 しい(または、なり手がない)から
   通動制や動務時間など、生活単位を小規模化するための勤務体制の変更が 理解状态に

- 13. 生活単位を小規模化したユニット (ホーム) を担う、職員の人材育成が難
- 14. 養育方針として、生活単位の小規模化への考え方の違いがあるから 15. 施設運営の方針から、生活単位の小規模化に対する考え方の違いから 28. その他 /
- <回答欄>(上記から5項目を選択)

$\overline{}$	1 —		
	1 1		
3 1			l î
		t I	

### 調査票② 「別紙3」

国の実施要縛による「分<u></u> **型自活訓練事業**」にかかわる、取り組みの詳細について記入ください。 (平成22年1月1日現在の状況を記入)

グループ名またはホーム名(

開始	時期		平成	_	车	_		_Ħ	
児童定員		名 現員數		8	男子	名、	女子	名	
年齡内訳	幼児	名 · 小	学生	名	中学生	名	· 商	校生	名
担当職員	승화 _	名	うち常観	加联員 .	名	÷	ち非常!	助職員	名
職員の 作別		名 名	男性 女性		名)		性性		
勤務形	15.(複数回	(答可)	通勤	. 6	主み込み	<ul> <li>断稿</li> </ul>	克動務	. ;	た 代制
他のグルー ム)担当と		あり・	なし		ブループ(ホ からの応援		Æ	, b ·	なし
建物の	形態	1. 一戸類 2. 集合は 3. 二つの 4. そのf	主宅 りホーム	C1 t>	, h		)		
建物所有	の状況	1. 法人用 3. そのf		2. 賃貸	(質賞の場	合、月 )	新貨料	:	19
事業対象	建動(エ	リア)の広	さ(建物	前横)	(#5)			m*	
調用	nt.	1. 各小点	見模グル・	- プで	2. 本体数	施設の原	房で	3. 両力	re
食料	k	1. 各小却	見模グル・	-プで	2. 本体放	包設の食	建で	3. 両方	ī °C
入前	i i	1. 各小規	見模グル・	プで	2. 本体施	を設め着	室で	3. 両方	TC.
僭室の	有無	有・:	NE:	室の	室	個宝利用		激~	敦

### 調査票② 「別紙4」

国の実施要綱以外で実施している「生活単位の小規模化」の 詳細について、代表的なもの3種類を記入ください。

※ 国の実施要額による「小規模グループケア事業」「地域小規模児童養護施設事業」「分 国型自活訓練事業」以外の事業で取り組んでいる事業を記入ください (県単事業、法 人独自事業など)。 ※ 複数か所で実施している場合、本用紙をコピーしてそれぞれの状況を記入ください。 (平成22年1月1日現在の状況を記入)

・グループ名またはホーム名(\_

平成 \_\_\_ 当該グループ(ホーム)の \_名 当該ホームの 現員数 男子 8 児童定員 当該グループ(ホーム 児童の年齢内訳 小学生\_\_\_\_名 高校生\_\_\_\_名 幼 児\_\_\_\_名 中学生\_\_\_\_名 
 中学生
 名
 6計
 名

 台計
 名
 分5常勤職員
 名

 男性
 名
 女性
 名
 当該グループ(ホーム)の 担当職員 うち、職員の性別 女性 - 名 勤務形態 (複数回答可) あり・ なし 他のグループ(ホーム) あり 担当との兼務 からの応援 1. 大舎内ユニット型 2. 一戸建て 3. 集合住宅 4. 二つ ホームで1セット 5. その他( ) 建物の形態 1. 法人所有 2. 賃貸(賃貸の場合、月額賃料: 3. その他( ) 建物所有の状況 事業対象建物 (エリア) の広さ (建物面積) (#5) 類理 1. 各小規模グループで 2. 本体施設の厨房で 3. 両方で 1. 各小規模グループで 2. 本体施設の食堂で 3. 両方で 合事 入浴 1. 各小規模グループで 2. 本体施設の浴室で 3. 両方で 有 ・ 無 個室の 室数 \_\_\_\_室 個室の有無

-57

	_	
		ワーキンググループメンバー
	(敬称略/所属は2010	
	4111	
	き長/大阪府・聖家族の家施設長)	族の家施設長)
	1	
	度政策担当副会長	(全養協制度政策担当副会長/鳥取県・鳥取こども学園施設長)
	m.	
	(全養協制度政策部長/東京都·	都・二葉学園施設長)
	ED.	
	(全養協調查研究部長/広島	/広島県・広島新生学園施設長)
	19	
		/愛知県・八楽児童寮)
==K	1	
	(季刊児童養護編集委員長/	/神奈川県・旭児童ホーム施設長)
<b>画</b> (	1.1	
	(全養協調查研究部副部長/	/徳島県・徳島児童ホーム施設長)
	W	
	大学院工学研究科社会環	(広島大学大学院工学研究科社会環境システム専攻建築計画学講座 助教)
第1回 2008(半放21)	.) 年8月19日	獲得目標と役割分担等
第2回 2009 (平成21	1)年9月17日	ヒアリング
第3回 2009 (平成21	1)年10月6日	提言検討、分担
2009 (平成21	1)年10月28日	
第63回全国児	3 回全国児童養護施設長研究協議会で経過報告	協議会で経過報告
第4回 2009 (平成21	1)年12月4日	全体検討
第5回 2010 (平成22	2) 年2月22日	全体検討
	Š	
	-09-	

関金票③   問2  ・「生活単位の小規模化」についてのご意見、ご	投資があればお書きください。
	165 
・お忙しいなか、アンケートに配入をいただき、『 ・脚変楽のと、本間変集(関を振る)を一緒にご	載にありがとうございました。    本学/ 水さい
・阿室兼りと、本興業兼(阿室兼ら)を一動にこ	AAAS \ CCV.

平成23年度障害者総合福祉推進事業 指定課題14 障害児入所施設における小規模ケア化、地域分散化を推進する上での課題に関する調査報告書

平成24年3月31日発行

発行者 **財団法人 日本知的障害者福祉協会** 〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KD X浜松町ビル 6 階

Tel03-3438-0466 (代表) /fax03-3431-1803

